

第2期 山中湖村  
子ども・子育て支援事業計画  
【令和2年度～令和6年度】

山中湖村  
令和2年3月



## ■□ もくじ □■

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
第2章 山中湖村の子どもたちのすがた.....	3
1 人口や世帯の動向等.....	3
2 子育て施策の実施状況.....	8
3 ニーズ調査結果のとりまとめ.....	13
第3章 計画の基本的な考え方.....	22
1 計画の基本理念.....	22
2 計画の重点施策(重点目標)と分野別施策(基本目標).....	23
3 施策の体系.....	25
第4章 重点施策(子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策).....	26
1 子ども・子育て支援新制度の概要.....	26
2 教育・保育提供区域の設定.....	28
3 総人口及び子どもの人数の将来推計.....	29
4 幼児期の学校教育・保育事業.....	30
5 地域子ども・子育て支援事業.....	33
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保.....	40
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	40
第5章 分野別施策.....	41
基本目標1 すべての家庭が安心して子育てできるむら.....	41
基本目標2 健やかに産み育てることができるむら.....	45
基本目標3 豊かな個性を育み、親と子どもがともに学び育つむら.....	50
基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいむら.....	55
第6章 計画の推進に向けて.....	60
1 計画の周知と推進体制.....	60
2 計画の進行管理.....	60
第7章 資料編.....	61
1 山中湖村子ども・子育て協議会設置要綱.....	61
2 山中湖村子ども・子育て協議会 委員名簿.....	62



## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

国立社会保障・人口問題研究所によれば、33年後の令和35年（2053年）の我が国の総人口は1億人を下回ると推計されています。総人口の減少を招いている背景には、高齢者が増加し、死亡者も増加していくにもかかわらず、子どもの出生数が伸びないことが考えられています。我が国の合計特殊出生率は、昭和42年（1967年）以降減少傾向で、平成元年（1989年）には、それまで最低水準であった丙午の年の昭和41年（1966年）の1.58を下回る1.57を記録し、平成17年（2005年）に過去最低の1.26となった後、近年、若干は上昇していますが、平成30年（2018年）の合計特殊出生率は1.42と、人口を維持するのに必要な水準である2.07を大きく下回っている状況が続いています。

出生数増加を妨げている理由は、就労環境や経済状況、結婚・出産に対する意識など、多岐にわたりますが、大きな理由の1つに子育てのしにくさが挙げられます。全国的には、子どもを預けて働きたい意向があるにも関わらず、保育施設の空きがなく、待機児童が増加していることが社会問題となっているように、子育てをする親に対する支援が不十分であることが多々あります。例えば、子どもの病気やケガを理由とする欠勤や早退に職場の理解がないことや、子育てについて相談したくても近所に知人がいないために、結局、誰にも相談できないこと、子育てにかかる費用捻出が厳しいことなどがあります。このように子育て支援が不十分であるために、子どもを産まない、子どもを増やさない家庭が増加していると考えられています。

国においては、このような社会情勢の変化や子育てをめぐる課題に対し、平成22年（2010年）に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を始め、平成24年（2012年）には、幼稚園、保育所（園）、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、“子どもの最善の利益”が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本村では、平成16年3月に、全国53の先行策定市町村の指定を受け、「げんきに生まれ育つ やまなかこっ子計画：山中湖村次世代育成支援地域行動計画（前期計画）」を策定し、平成22年3月には、「げんきに生まれ育つ やまなかこっ子計画：山中湖村次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」として見直し、さらに平成27年3月には、子ども・子育て関連3法や新制度を反映させた「子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を策定し、子どもたちは村の宝、家族と地域において人と人を結ぶかけがいのない存在であり、村の将来を担う子どもたちが元気に生まれ、健やかに育ち、成長していけるような安全で安心して暮らせる地域社会づくりに、継続的に取り組んできました。

この計画が、令和2年3月で第1期の計画期間が終了することから、子育てに関わる村民の実態と意向、社会情勢等の変化を踏まえつつ、これまで行ってきた子育て施策や事業の方向性の確認と調整を行い、新たな課題に取り組むための『第2期 山中湖村 子ども・子育て支援事業計画』を策定します。

## 2 計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法 第 61 条により、策定が求められている「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、山中湖村第 5 次長期総合計画や関連計画との整合を図り、効率的な計画とします。

また、法律の有効期限が平成 37 年 3 月まで延長された次世代育成対策推進法に基づく「次世代育成支援対策地域行動計画」の考え方や事業を一部踏襲し、総合的に子育て支援を推進していきます。

### 子ども・子育て支援法 第 2 条（基本理念）

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

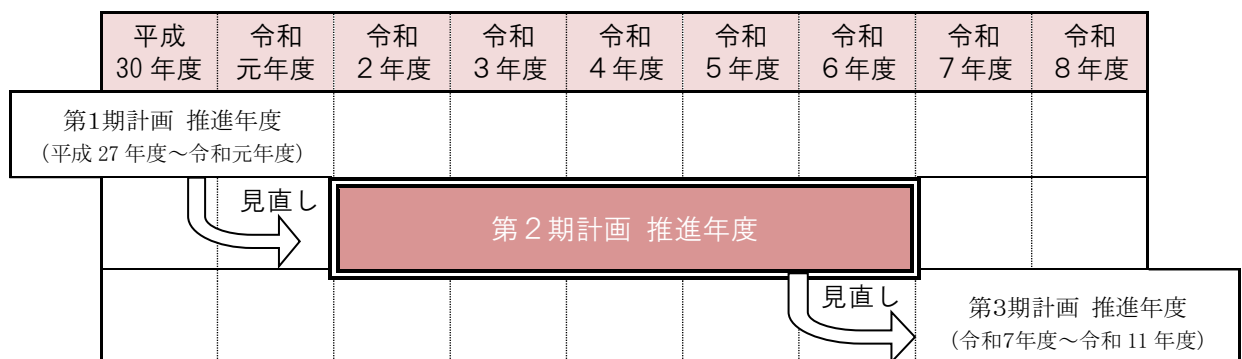
### 子ども・子育て支援法 第 61 条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

## 3 計画の期間

本計画は、令和 2 年度を初年度とし、目標年度を令和 6 年度とする 5 か年計画です。また、計画は 5 年を 1 期とされていることから、令和 6 年度中に第 2 期計画の見直しを行い、令和 7 年度を始期とする第 3 期計画の策定を予定しています。

なお、5 年間の計画期間中であっても、法律の改正や制度の変更等、様々な状況の変化により、見直しの必要が生じた場合は、適宜計画の見直しを行っていくものとします。



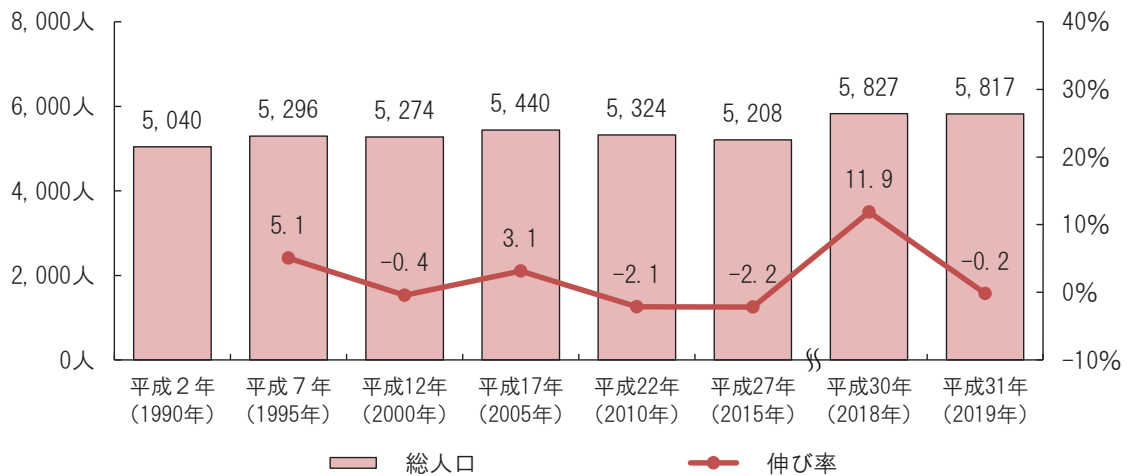
## 第2章 山中湖村の子どもたちのすがた

### 1 人口や世帯の動向等

#### 1 人口・世帯の状況

##### 総人口と伸び率の推移

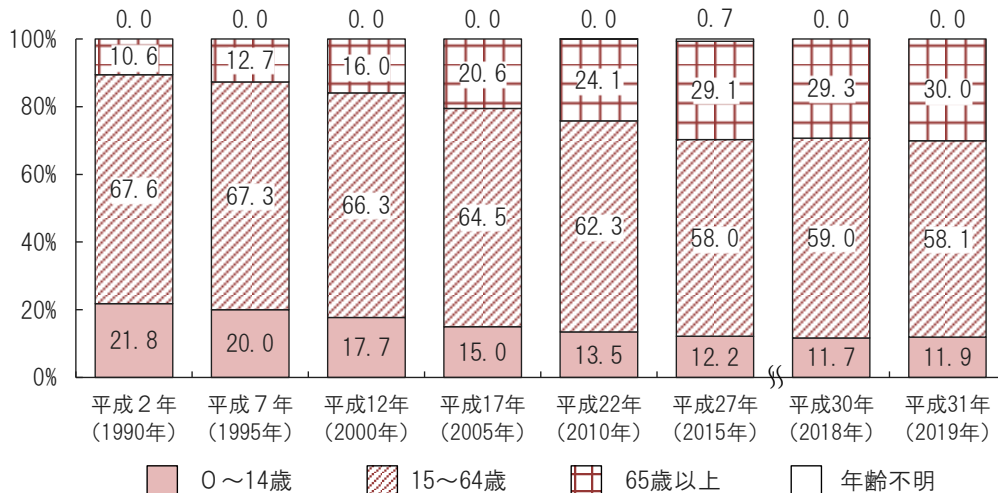
平成31年（2019年）の総人口は5,817人と、前年より10人少なくなっています。平成2年（1990年）以降は5,300人前後で推移することが多くなっていたものの、近年では5,800人台で推移しています。



資料：平成2～27年は「国勢調査」（10月1日現在）、平成30～31年は「年齢別人口集計表」（4月1日現在）

##### 年齢3区分別 人口比率の推移

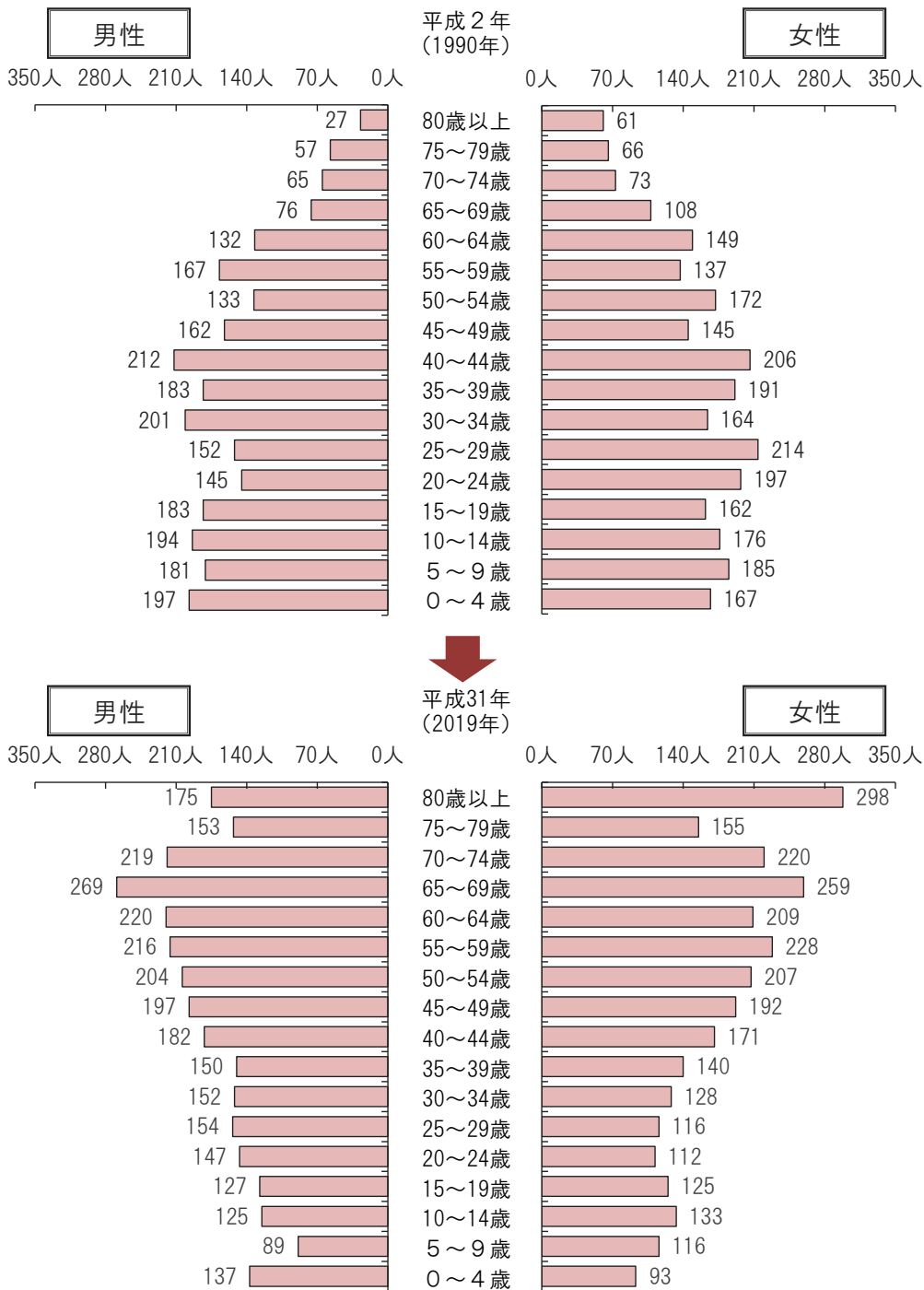
平成31年（2019年）の年齢3区分別人口比率は、0～14歳が11.9%、15～64歳が58.1%、65歳以上が30.0%となっています。平成2年（1990年）以降、0～14歳、15～64歳は減少傾向、65歳以上は増加傾向となっています。



資料：平成2～27年は「国勢調査」（10月1日現在）、平成30～31年は「年齢別人口集計表」（4月1日現在）

5歳階級別・性別 人口の推移

平成2年（1990年）と平成31年（2019年）の5歳階級別・性別人口を比較すると、男女ともに45歳以上が増加し、男性の20～29歳を除く44歳以下が減少していることがわかります。男女ともに65～69歳、70～74歳、80歳以上において140人以上増加していますが、中でも女性の80歳以上が237人の増加と増加幅が突出して大きくなっています。

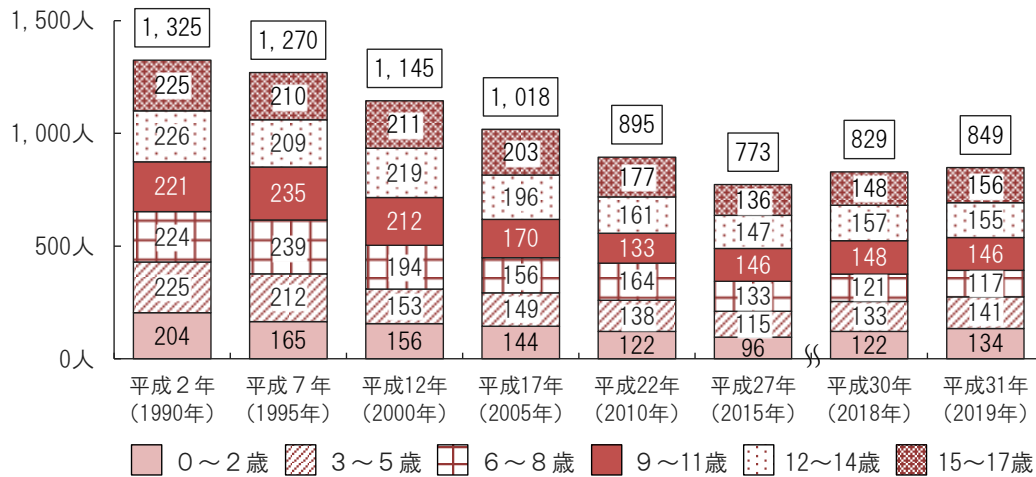


資料：平成2年は「国勢調査」（10月1日現在）、平成31年は「年齢別人口集計表」（4月1日現在）



### 18歳未満人口の推移

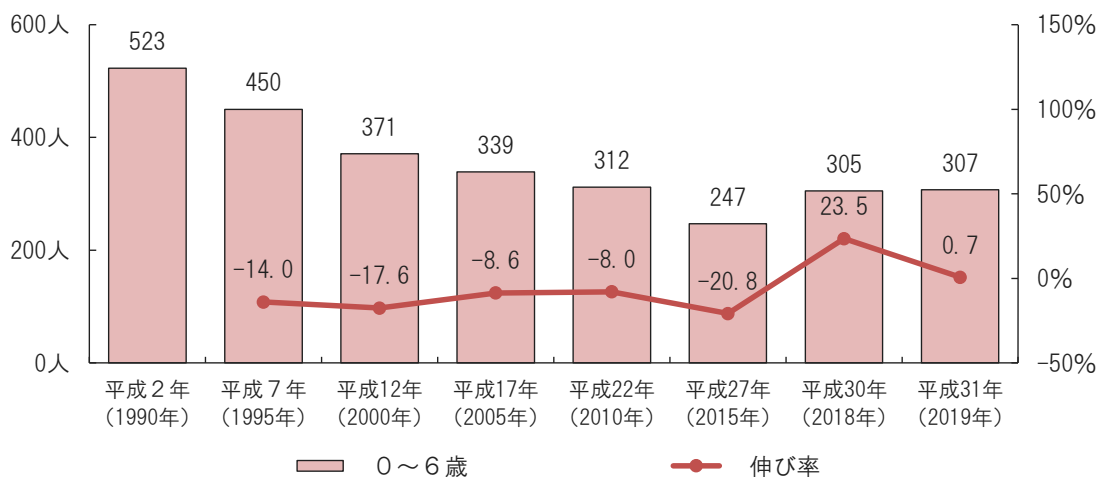
平成31年（2019年）の18歳未満人口は、849人となっています。年齢別にみると、15～17歳が156人と最も多く、12～14歳が155人、9～11歳が146人と続いています。平成2年（1990年）以降、18歳未満人口は減少傾向にあったものの、平成30年（2018年）に増加に転じています。年齢別においてもほとんどの区分が平成30年（2018年）前後で増加に転じているものの、6～8歳だけは減少傾向が継続しています。



資料：平成2～27年は「国勢調査」（10月1日現在）、平成30～31年は「年齢別人口集計表」（4月1日現在）

### 0～6歳人口と伸び率の推移

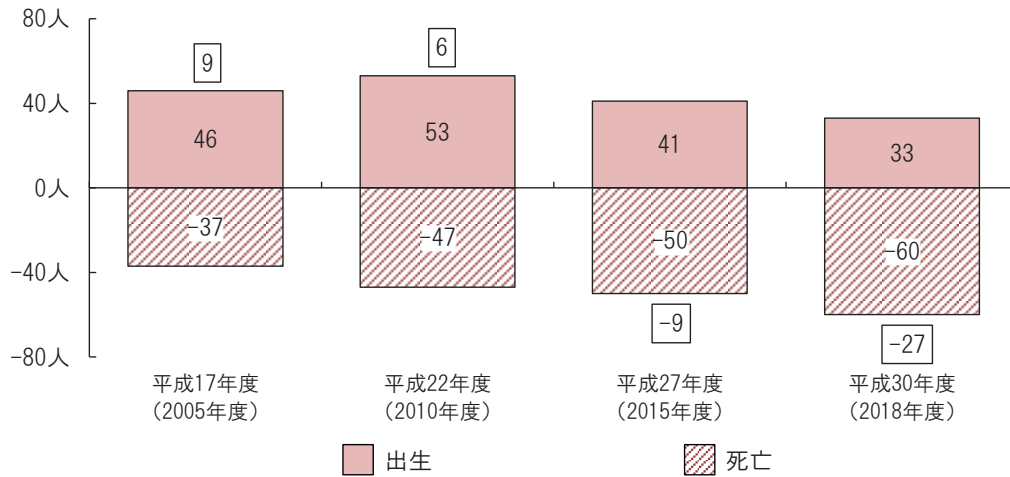
平成31年（2019年）の0～6歳人口は307人と、前年より2人多くなっています。平成2年（1990年）以降は減少傾向が続いていたものの、近年では増加傾向に転じています。



資料：平成2～27年は「国勢調査」（10月1日現在）、平成30～31年は「年齢別人口集計表」（4月1日現在）

**出生数、死亡数と自然動態の推移**

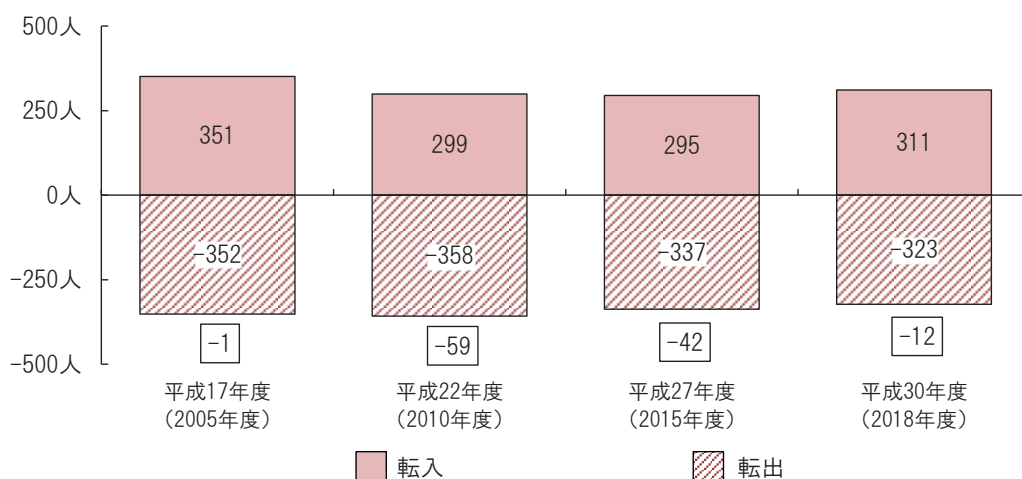
平成30年度（2018年度）の出生数は33人、死亡数は60人と、平成30年度（2018年度）の自然動態はマイナス27人となっています。平成17年度（2005年度）以降、出生数は一旦増加したものの減少傾向にあり、死亡数は増加傾向にあり、平成27年度（2015年度）以降の自然動態はマイナスで推移しています。



資料：「山梨県常住人口調査結果報告」（※前年10月1日～登録年9月30日の間の集計）

**転入数、転出数と社会動態の推移**

平成30年度（2018年度）の転入数は311人、転出数は323人と、平成30年度（2018年度）の社会動態はマイナス12人となっています。平成17年度（2005年度）以降、転入数・転出数ともに300人前後で推移しているものの、転出数の方がやや多く、平成17年度（2005年度）以降の社会動態はマイナスで推移しています。

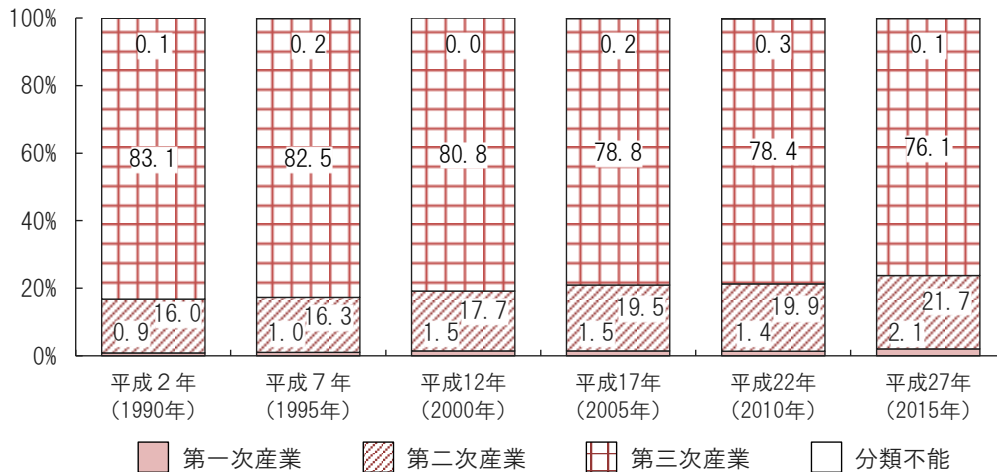


資料：「山梨県常住人口調査結果報告」（※前年10月1日～登録年9月30日の間の集計）

## 2 産業・就業の動向

### 産業別就業人口構成比の推移

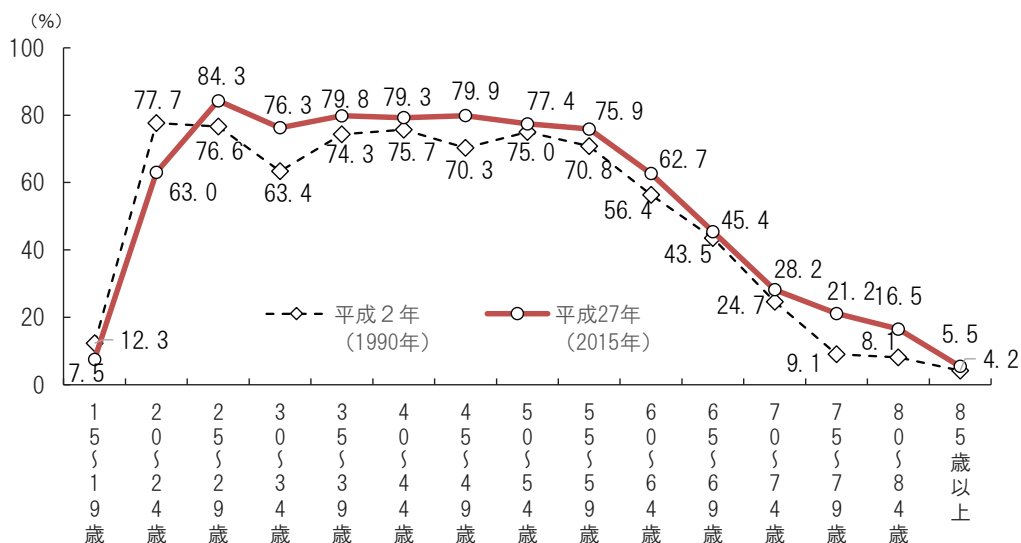
平成 27 年 (2015 年) の産業別就業人口構成比は、第一次産業が 2.1%、第二次産業が 21.7%、第三次産業が 76.1%、分類不能が 0.1%となっています。平成 2 年 (1990 年) 以降、第一次産業、第二次産業が微増傾向、第三次産業が減少傾向にあります。



資料：「国勢調査」(10月1日現在)

### 女性の年齢別就業率

平成 27 年 (2015 年) の女性の年齢別就業率は、下のグラフの通りです。女性の就業率は 20～64 歳において 6 割を超えて高く、特に 25～29 歳において 84.3%と最も高くなっています。また、30～59 歳においても 75%以上を維持しています。また、25 年以前の平成 2 年と比較すると、15～20 歳と 20～24 歳以外のいずれの年齢層も、平成 27 年の方が就業率は高くなっており、働きながら子育てを行っている女性の割合がより高まっていることがうかがえます。

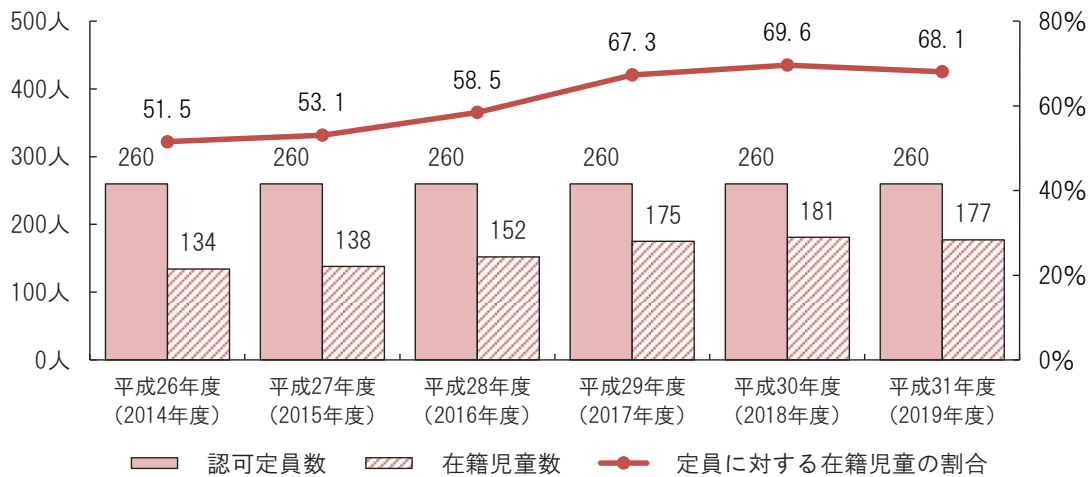


資料：資料：「国勢調査」(平成 27 年 10 月 1 日現在)

## 2 子育て施策の実施状況

### 保育所の在園児童数・定員に対する在籍児童の割合の推移

平成31年度（2019年度）の保育所の在籍児童数は177人、定員に対する在籍児童の割合は68.1%となっています。平成26年度（2014年度）以降、在籍児童数は増加傾向にあったものの、平成31年度（2019年度）に微減しています。そのため、定員に対する在籍児童の割合も上昇傾向にあったものの、僅かに低下しています。



資料：山中湖村資料

### 特別保育等利用の状況の推移

村内では、延長保育と一時保育を実施しています。実施状況は、下表の通りです。

	具体的実施内容	実施保育所	受入可能人数 (人)	実利用者数 (人)
延長保育 (18時以降)	保育時間までに迎えに来られない児童を最大19:15まで、15分単位で預かる。	山中保育所	20	10
		平野保育所	10	5
一時保育	満1歳以上の村民で、保護者が保育できないとき週3回まで預かる。月、水、金。	山中保育所	10	3

実利用者数 (人)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
延長保育 (18時以降)	908	801	1,440	975
一時保育	79	87	41	33

資料：山中湖村資料

### 地域子育て支援センターの状況

村内には、地域子育て支援センターが1か所設置されています。

開設場所	所在地	開館日
山中保育所	山中湖村山中 865-292	月・水・金

資料：山中湖村資料

### 保健指導・相談の状況の推移

村内で実施している保健指導・相談等は、下表の通りです。パパママ教室、育児教室の参加者数は年度によってばらつきがあるものの、年中歯科教室の参加者は平成30年度(2018年度)以降増加傾向にあります。

上段：実施回数(回) 下段：参加者数(人)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
パパママ教室 (妊婦対象)	2	2	2	3	3	3
	10	14	0	16	9	4
育児教室 (乳児対象)	3	3	0	3	3	3
	14	5	0	15	7	13
年中歯科教室 (保育所年中児対象)	2	2	2	2	2	2
	41	28	48	39	68	82

資料：山中湖村資料

### 訪問指導の状況の推移

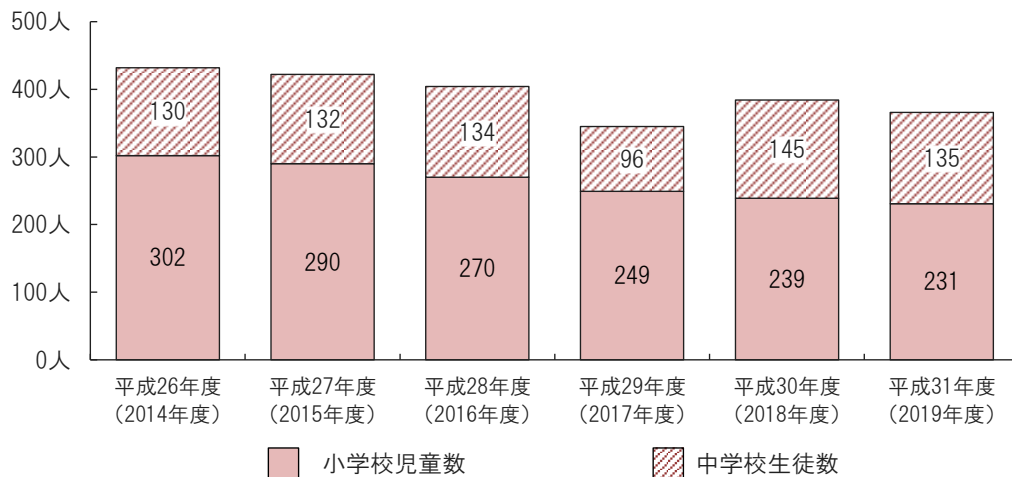
訪問指導の状況は、下表の通りです。

実施回数(回)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
生後4か月までの児	46	47	55	40	43	37
妊産婦	46	47	57	43	40	37
乳幼児	0	0	0	6	1	0

資料：山中湖村資料

**小学校児童数・中学校生徒数の推移**

平成31年度（2019年度）の小学校児童数は231人、中学校生徒数は135人となっています。平成26年度（2014年度）以降、小学校児童数は減少傾向にあります。一方で、中学校生徒数は平成29年度（2017年度）に一旦減少したものの、おおよそ140人前後で推移しています。

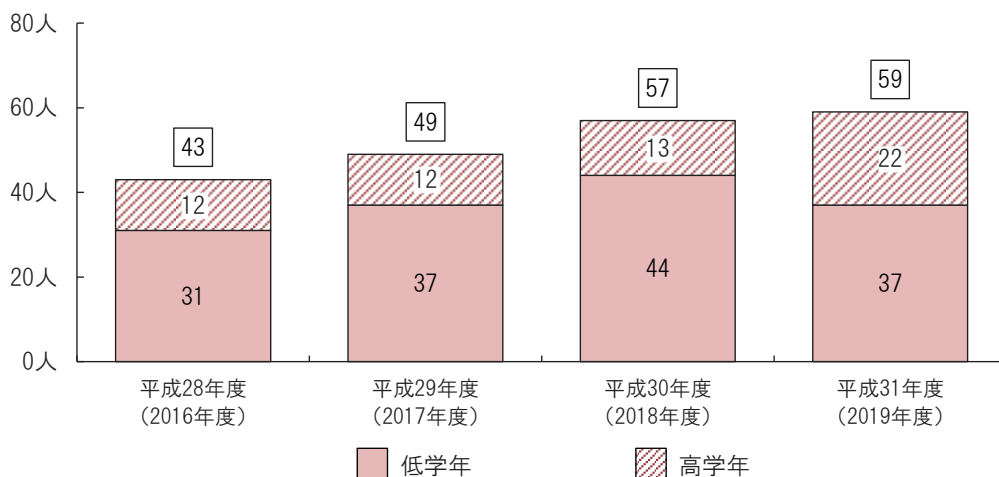


資料：「学校基本調査」（5月1日現在）

**放課後児童クラブ設置状況・放課後児童クラブの状況**

村内に放課後児童クラブは1か所設置されています。平成31年度（2019年度）の放課後児童クラブ利用者は59人で、学年による内訳は低学年が37人、高学年が22人となっています。平成28年度（2016年度）以降、利用者総数は増加傾向にあります。

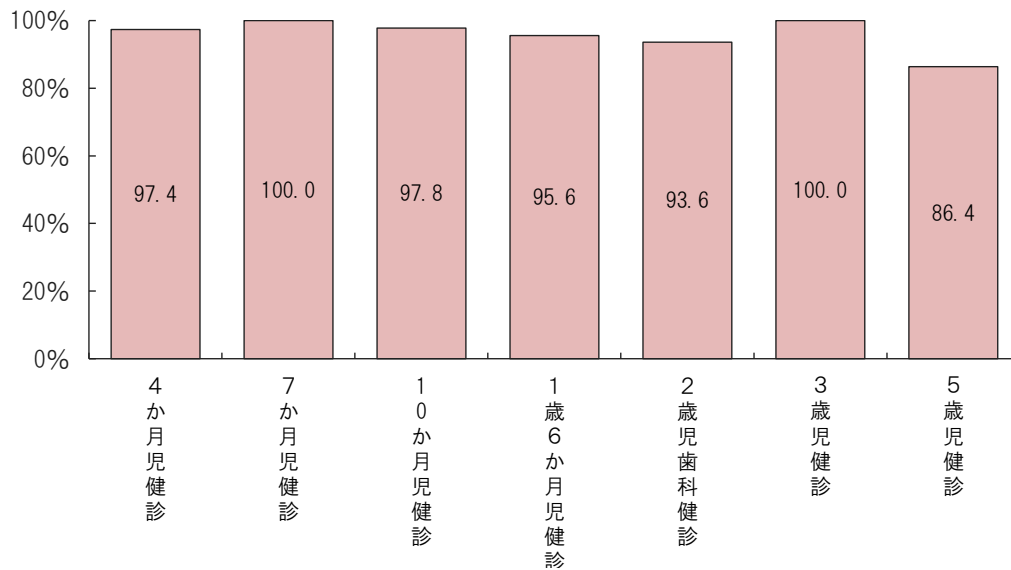
クラブ名	開館日	開館時間	長期休暇中の対応
くじらっこクラブ	月曜日～金曜日	下校時から午後6時	月曜日～土曜日 午前8時30分から午後6時
	土曜日	午前8時30分から午後6時	



資料：山中湖村資料

### 乳幼児健康診査の受診率

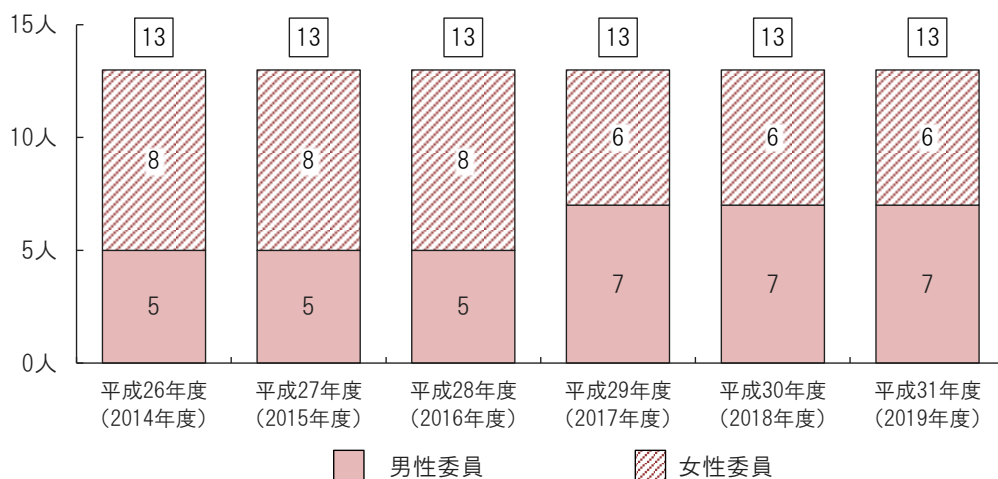
乳幼児健康診査の受診率は、ほとんど9割を超えた高い水準となっています。



資料：山中湖村資料

### 民生・児童委員の状況の推移

平成31年度（2019年度）の民生・児童委員は、13人となっています。平成26年度（2014年度）以降、民生・児童委員数は13人で推移しているものの、平成29年度（2017年度）に男性委員が2人増加、女性委員が2人減少しています。



資料：山中湖村資料

各種手当・助成の状況の推移

村が支給・助成している手当・助成は、下表の通りです。

支給件数・助成件数	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
児童手当	1,114	1,094	1,108	1,118	1,120
児童扶養手当	19	21	17	17	14
特別児童扶養手当	9	8	7	8	6
障害児福祉・特別障害者手当	7	6	6	6	5
子ども医療費助成	8,128	8,755	9,709	9,782	10,060
ひとり親家庭医療費助成	437	414	360	340	244
重度心身障害者等医療費助成	3,452	3,133	3,125	3,214	3,226
補装具・日常生活用具給付	36	24	27	32	32

資料：山中湖村資料

公園の状況

村内には公園が3か所あります。

公園名称	遊具	駐車場	トイレ	その他設備等
山中湖文学の森公園	有	有 (35台)	有	東屋
山中湖ふれあい公園	有	有 (20台)	有	東屋
湖畔緑地公園	無	有 (50台)	有	東屋

資料：山中湖村資料



### 3 ニーズ調査結果のとりまとめ

#### 1. 調査設計

- (1) 対象地域：山中湖村全域
- (2) 調査期間：平成30年12月4日～平成30年12月20日
- (3) 調査方法：①就学前児童 施設配布・施設回収（未就園児は郵送配布・郵送回収）  
②小学校児童 学校配布・学校回収

#### 2. 回収状況

	対象者数	有効回収数	有効回収率(%)
就学前児童世帯	191世帯	137世帯	71.7%
小学校児童世帯	113世帯	88世帯	77.9%

#### 3. 注意事項

- ・結果は百分率で表示し、数表・グラフの百分率は小数第2位を四捨五入しています。そのため、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがあります。また、複数回答可の設問は、全ての比率を合計すると100.0%を超えることがあります。
- ・グラフ中の「N (Number of case の略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。
- ・スペースの関係で、文言が長い選択肢については、一部省略しています。
- ・就学前児童は「就学前」、小学校児童は「小学生」と記載しています。

## 1 お子さんご家族の状況について

#### お住まいの地区

	山中地区	平野地区	長池地区	旭日丘地区	無回答
就学前	60.6%	29.2%	4.4%	5.1%	0.7%
小学生	59.1%	26.1%	3.4%	10.2%	1.1%

#### お子さんの年齢

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答
就学前	15.3%	27.7%	11.7%	24.8%	13.1%	7.3%	0.0%
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	無回答	
小学生	26.1%	12.5%	19.3%	21.6%	19.3%	1.1%	

#### お子さんの子育てを主に行っている方

就学前:「父母ともに」59.9% > 「主に母親」38.7% > 「主に祖父母」0.0% = 「主に父親」0.0%  
 小学生:「父母ともに」62.5% > 「主に母親」35.2% > 「主に祖父母」1.1% > 「主に父親」0.0%

#### 父母との同居の状況

就学前:「父母同居」94.9% > 「父親/母親単身赴任」2.9% > 「ひとり親家庭」1.5%  
 小学生:「父母同居」88.6% > 「父親/母親単身赴任」5.7% > 「ひとり親家庭」4.5%

#### 祖父母との同居・近居の状況

「祖父母と同居・近居している」(全体から「祖父母どちらとも同居・近居していない」、「無回答」を除いた割合)  
 就学前:80.3%、小学生:81.8%

「父母ともに」子育てを行っている人が約6割  
 「父母同居」が大半を占める、「祖父母と同居・近居している」人が8割以上

## 2 お子さんの育ちをめぐる環境について

### お子さんの子育てに日常的に関わっている方・施設

就学前:「父母ともに」67.9% > 「保育所」59.9% > 「祖父母」30.7%  
 小学生:「父母ともに」65.9% > 「小学校」34.1% > 「母親」30.7% > 「祖父母」22.7%

### お子さんの子育てに、もっとも影響すると思われる環境

就学前:「家庭」73.7% > 「保育所」20.4%  
 小学生:「家庭」72.7% > 「小学校」21.6%

### 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

就学前:【祖父母等の親族】日常的 41.6%、緊急時もしくは用事の際 46.7%  
 【友人・知人】日常的 0.7%、緊急時もしくは用事の際 8.8%  
 ⇒「子どもをみてもらえる人がいる」(全体から「いずれもない」、「無回答」を除いた割合) 86.9%  
 小学生:【祖父母等の親族】日常的 47.7%、緊急時もしくは用事の際 47.7%  
 【友人・知人】日常的 4.5%、緊急時もしくは用事の際 15.9%  
 ⇒「子どもをみてもらえる人がいる」(全体から「いずれもない」、「無回答」を除いた割合) 89.8%

### お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無

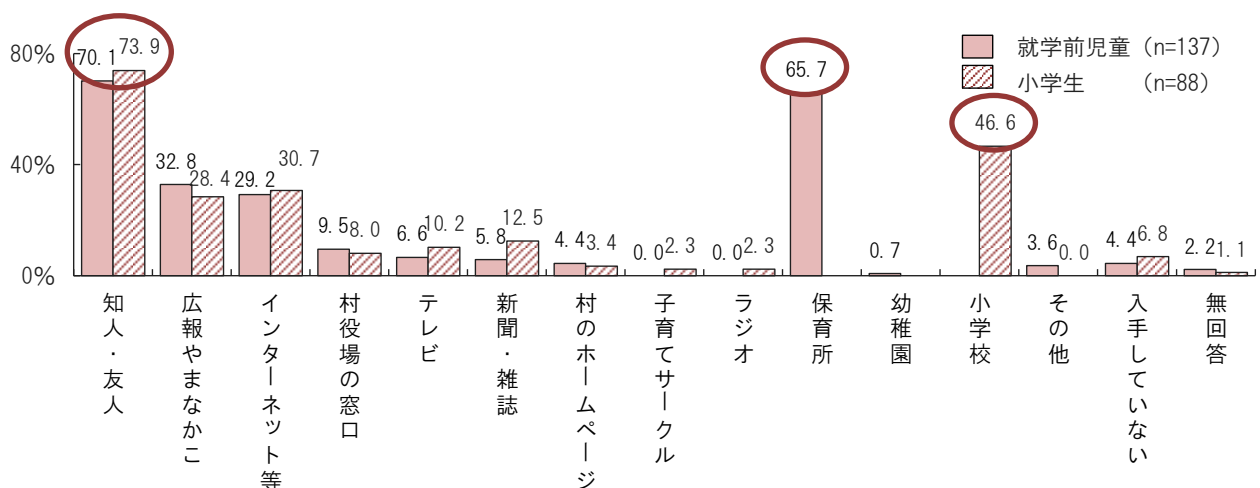
「いる／ある」…………… 就学前:89.1%、小学生:88.6%

### お子さんの子育てに関して気軽に相談できる人・場所 (いる／ある人のみ)

就学前:「友人や知人」82.8% > 「祖父母等の親族」73.8% > 「保育士」45.9%  
 小学生:「友人や知人」91.0% > 「祖父母等の親族」74.4% > 「小学校の先生」34.6%

### お子さんの子育てに関する支援情報の入手先

就学前:「知人・友人」70.1% > 「保育所」65.7% > 「広報やまなかこ」32.8% > 「インターネット」29.2%  
 小学生:「知人・友人」73.9% > 「小学校」46.6% > 「インターネット」30.7% > 「広報やまなかこ」28.4%



「父母ともに」子育てに日常的に関わっている人が約6割  
 親族または友人・知人に「子どもをみてもらえる人がいる」は9割弱  
 相談先、情報の入手先ともに「友人・知人」が最も多く、  
 5年前の結果と比べると、「インターネット」の割合が増加

### 3 保護者の就労状況について

#### 就労状況

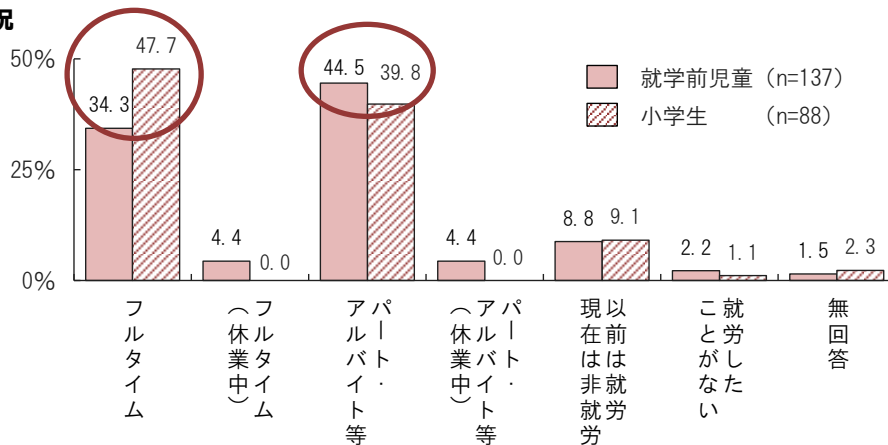
※休業中は、産休・育休・介護休暇中を指す

母親	フルタイム	フルタイム (休業中)	パート・ アルバイト等	パート・ アルバイト等 (休業中)	以前は就労 現在は非就労	就労した ことがない	無回答
就学前	34.3%	4.4%	44.5%	4.4%	8.8%	2.2%	1.5%
小学生	47.7%	0.0%	39.8%	0.0%	9.1%	1.1%	2.3%

父親	フルタイム	フルタイム (休業中)	パート・ アルバイト等	パート・ アルバイト等 (休業中)	以前は就労 現在は非就労	就労した ことがない	無回答
就学前	91.9%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%
小学生	91.7%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%

図：母親の就労状況



#### 【母親】フルタイムへの転換希望 (パート・アルバイト等で就労している方のみ)

就学前:「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」67.2%  
 > 「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」16.4%  
 小学生:「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」54.3%  
 > 「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」37.1%

#### 【母親】就労したいという希望 (就労していない方のみ)

就学前:「1年より先に就労したい」46.7% > 「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」33.3%  
 > 「子育てや家事などに専念したい」20.0%  
 小学生:「子育てや家事などに専念したい」44.4% > 「1年より先に就労したい」と  
 「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」22.2%

#### 【母親】希望する就労形態 (すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい方のみ)

就学前:「パート・アルバイト等」60.0% > 「フルタイム」40.0%  
 小学生:「パート・アルバイト等」100.0% > 「フルタイム」0.0%

就労している母親は、就学前 8割弱、小学生 約8割  
 5年前より、小学生の母親のフルタイムの割合が5ポイント以上増加  
 現在就労していなくても、就学前の8割、小学生の約4割は  
 いずれ就労を希望している



## 5 地域の子育て支援事業の利用状況について(就学前のみ)

### 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」87.6% > 「地域子育て支援拠点事業」10.2%

### 事業の認知状況・利用状況・満足度・利用意向

知状況			利用状況		
第1位	つどいの広場	89.8%	第1位	つどいの広場	63.5%
第2位	図書室	76.6%	第2位	図書室	49.6%
第3位	(当時)いきいき健康課の 窓口・相談サービス	69.3%	第3位	(当時)いきいき健康課の 窓口・相談サービス	32.1%
第4位	両親学級、育児学級	48.9%	第4位	両親学級、育児学級	24.8%
第5位	教育相談センター・教育相談室	12.4%	第5位	教育相談センター・教育相談室	5.1%

満足度 (利用したことがある人のみ・5点満点)			利用意向		
第1位	教育相談センター・教育相談室	4.83点	第1位	図書室	80.3%
第2位	図書室	4.18点	第2位	(当時)いきいき健康課の 窓口・相談サービス	52.6%
第3位	両親学級、育児学級	4.07点	第3位	つどいの広場	46.0%
第4位	家庭教育に関する学級・講座	4.00点	第4位	教育相談センター・教育相談室	42.3%
第5位	つどいの広場	3.85点	第5位	家庭教育に関する学級・講座	38.7%

地域子育て支援拠点事業を利用している人は約1割  
5年前に比べて「図書室」は認知状況、利用状況ともに、大幅に低下

## 6 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について

(就学前のみ)

### 土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日:

「利用する必要はない」52.6% > 「月に1～2回は利用したい」23.4% > 「ほぼ毎週利用したい」21.2%

日曜・祝日:

「利用する必要はない」62.0% > 「月に1～2回は利用したい」21.9% > 「ほぼ毎週利用したい」5.8%

土曜日、日曜・祝日に「利用する必要はない」は半数以上

## 7 病気の際の対応について(就学前のみ)

1年間に、病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかったこと

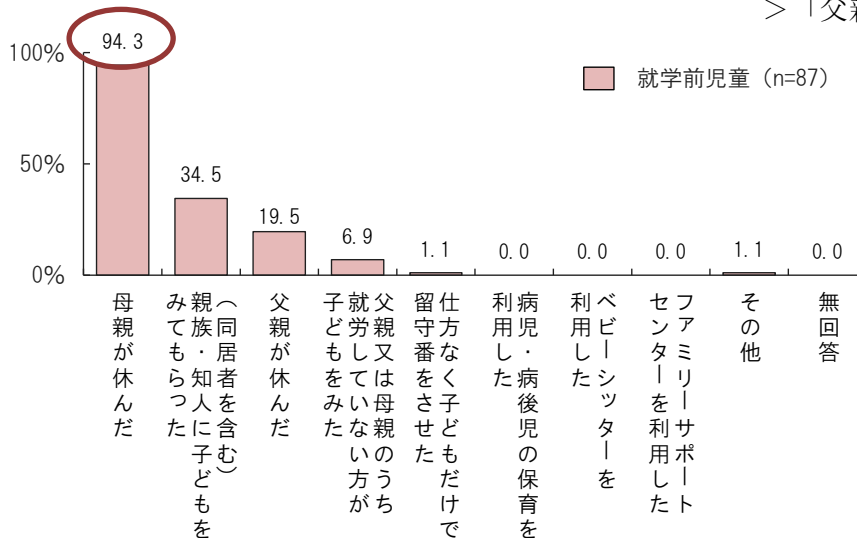
(平日の定期的な教育・保育事業を利用している人のみ)

「あった」76.3% > 「なかった」20.2%

対処方法 (あった人のみ)

「母親が休んだ」94.3% > 「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」34.5%

> 「父親が休んだ」19.5%



「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と思ったか

(父親/母親が休んだ人のみ)

「利用したいとは思わない」65.9% > 「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」34.1%

望ましい事業形態

(できれば病児・病後児保育施設等を利用したい人のみ)

「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」82.1%

> 「幼稚園や保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」50.0%

病児・病後児保育施設等を利用したいと思わない理由

(利用したいとは思わない人のみ)

「親が仕事を休んで対応する」63.0% > 「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」50.0%

> 「利用料がわからない」18.5%

「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思ったか

(親族・知人等が子どもをみた人のみ)

「できれば仕事を休んで看たい」62.5% > 「休んで看ることは非常に難しい」18.8%

「母親が休んだ」が主な対処方法  
病児・病後児保育施設等の利用意向は、5年前よりも低下して3割強

## 8 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

(就学前のみ)

### 私用等の目的で不定期的に利用している事業

「利用していない」95.6% ⇒ 利用していない理由:「特に利用する必要がない」60.3%

### 私用等の目的で事業を利用する必要

「利用する必要はない」65.0% > 「利用したい」29.9%

### 保護者の用事により、お子さんを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないこと

「なかった」74.5% > 「あった」20.4%

### 対処方法 (あった人のみ)

「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」82.1% > 「仕方なく子どもを同行させた」28.6%

### その場合の困難度 ((同居者を含む)親族・知人にみてもらった人のみ)

「特に困難ではない」52.2% > 「どちらかという困難」39.1% > 「非常に困難」8.7%

不定期の利用は1割未満、「利用したい」は約3割

## 9 小学校就学後の放課後の過ごし方について(就学前・5歳のみ)

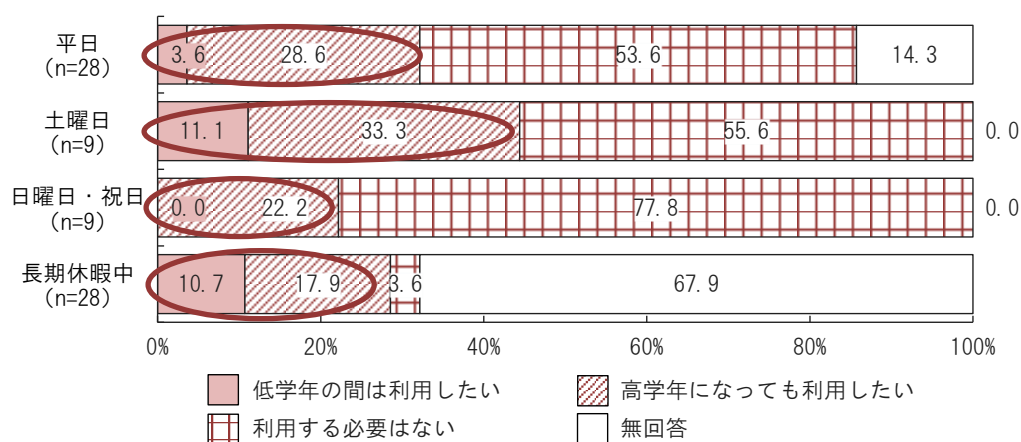
### 放課後の過ごし方

低学年:「自宅」53.6% > 「習い事」39.3% > 「放課後児童クラブ」32.1%

高学年:「自宅」、「習い事」57.1% > 「放課後児童クラブ」28.6%

### 放課後児童クラブの利用希望

(土曜日、日曜・祝日は平日に放課後児童クラブを希望した人のみ)



「自宅」、「習い事」、「放課後児童クラブ」の割合が高い  
平日、土曜日は3割以上、日曜・祝日は2割以上  
(「低学年の間は利用したい」+「高学年になっても利用したい」)

## 10 放課後児童クラブの利用状況・利用意向について(小学生のみ)

### 放課後児童クラブの利用状況

「利用していない」69.3% > 「利用している」30.7%  
 ⇒ 「利用している」 …… 1年生 43.5%、2年生 27.3% 3年生 47.1%

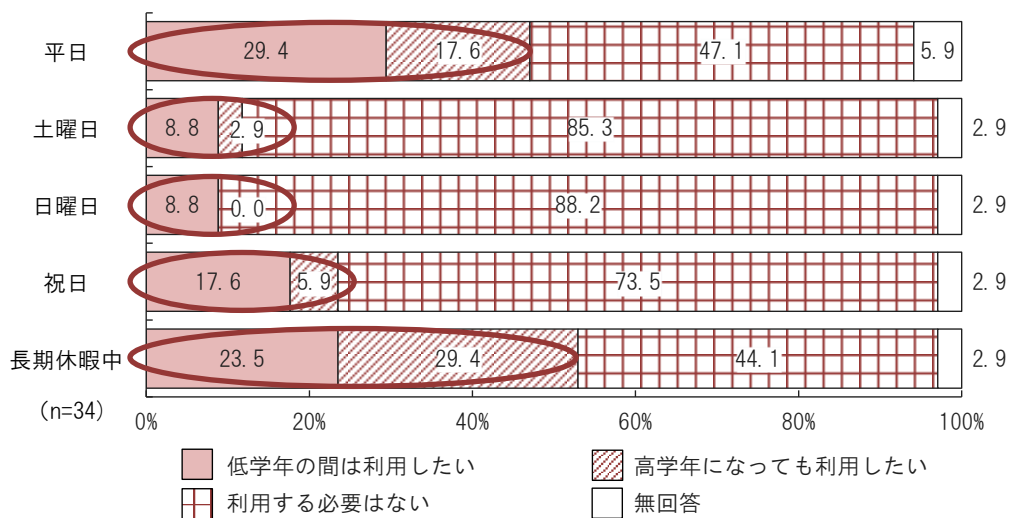
### 日別の放課後児童クラブを利用状況 (利用している人のみ)

「利用している」 …… 平日:92.6%、土曜日:0.0%、長期休暇中:85.2%

### 放課後児童クラブを利用していない理由 (利用していない人のみ)

「就労しているが、家族や親族の中に世話をしてくれる人がいるから」41.0%  
 > 「放課後は、習い事をしているから」36.1%  
 > 「就労しているが、放課後の短時間ならば、子どもだけでも大丈夫だと思うか」27.9%

### 来年度以降の放課後児童クラブの利用希望 (6~7歳のみ)



放課後児童クラブを「利用している」は約3割  
 学年別では、1年生・3年生において4割以上が「利用している」  
 現在1~2年生の4割以上が、来年度以降 平日、長期休暇中に  
 「利用したい」(「低学年の間は利用したい」+「高学年になっても利用したい」)



## 11 育児休業など職場の両立支援制度について(就学前のみ)

### 育児休業に関連した制度(育児休業給付、保険料免除)の認知状況

「いずれも知らなかった」34.3% > 「いずれも知っていた」32.1%  
> 「育児休業給付のみ知っていた」29.9%  
⇒ 「育児休業給付を知っていた」(「いずれも知っていた」+「育児休業給付のみ知っていた」) 62.0%  
「保険料免除を知っていた」(「いずれも知っていた」+「保険料免除のみ知っていた」) 32.8%

### 育児休業の取得状況

母親:「働いていなかった」44.5% > 「取得した」32.8% > 「取得していない」20.4%  
父親:「取得していない」83.0% > 「取得した」4.4%

### 母親の育児休業取得後の職場復帰 (取得した人のみ)

母親:「育児休業取得後、職場に復帰した」77.8% > 「現在も育児休業中である」11.1%

### 母親の職場復帰のタイミング (育児休業取得後、職場に復帰した人のみ)

母親:「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」、「年度初め以外だった」ともに 48.6%

5年前よりも、育児休業、保険料免除ともに認知度は増加  
母親が育児休業を「取得した」は約3割で、5年前よりも6.7ポイント増加  
一方、父親の取得率は相変わらず1割未満

## 12 子育てに関する一般的な事項について

### 山中湖村の子育て環境や支援の満足度(1～5の5段階評価)

就学前:「満足している」(「4」+「5」) 41.6% > 「ふつう」(「3」) 37.2%  
> 「満足していない」(「1」+「2」) 16.1% ⇒ 平均点 3.35点  
小学生:「ふつう」(「3」) 35.2% > 「満足している」(「4」+「5」) 34.1%  
「満足していない」(「1」+「2」) 27.2% > 23.1% ⇒ 平均点 3.12点

### 今後、山中湖村の子育て環境をさらによくしていくために重要と思われるもの

就学前:「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」59.1%  
「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」56.9%  
「延長保育や休日保育、一時預かりなどの多様な保育サービスの充実」51.8%  
小学生:「児童手当制度の充実や税制度での優遇など、経済的な支援の充実」61.4%  
「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」51.1%  
「放課後児童に対する施策の充実」46.6%

就学前の方が子育て環境や支援に対する満足度はやや高い  
順位は異なるが、子育て環境をさらによくしていくために  
重要と思われるもの上位目で、就学前・小学生ともに高い項目は  
「子どもの遊び場」と「保育サービス及び放課後児童に対するサービスの充実」

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

子ども・子育て支援法では、子育てについての第一義的な責任が父母その他の保護者にあるという基本的認識の下、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないことが謳われています。

本計画は、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成対策推進法」に位置づけられた行政計画で、本村の子どもの健全な育成や子育て支援全般の充実を目指しており、中長期的な視点で推進していく必要があります。

また、平成16年3月に、全国に先駆けて策定した「山中湖村次世代育成支援地域行動計画（前期計画）」にて掲げた基本理念【げんきに生まれ育つ やまなかこっ子計画】は、本村における子どもの育ちや子育てを支援する上での不変的なものであるため、「第2期 山中湖村子ども・子育て支援事業計画」においても、その考え方を継承します。

本計画においては、この基本理念の下、育児の負担、子育てに伴う孤立感、子育てと仕事の両立の負担といった保護者の子育てについて障害を取り除き、保護者が子育ての意義や子育ての喜び、さらには子育てを行うことにより、子どもとともに保護者自身、さらには地域全体も成長していくことができるまちづくりを目指して各施策・事業を推進していきます。

#### 基本理念 『げんきに生まれ育つ やまなかこっ子計画』

本計画は、将来を担う子どもたちが健やかにげんきに成長できるよう、家庭や地域、学校、保育所などが、子どもたちが何を求めているのか、子どもたちにとって何が必要なのかを考え、子どもたちの権利が尊重される子育て支援社会を構築していくことを目的としています。

そして、その子どもたちを育てる父親や母親、これから子どもを生み育てる次世代の親が、子育てに対する喜びを実感することができ、また、子育ての意義について理解を深めることで、地域全体が成長していくことを目指しています。

## 2 計画の重点施策(重点目標)と分野別施策(基本目標)

本計画の推進にあたっては、先の基本理念を基調として、子ども・子育て支援法に規定される“幼児期の学校教育・保育の充実”及び“地域子ども・子育て支援事業の充実”を【重点施策】と位置づけ、さらに、次世代育成支援に関する各施策については、【分野別施策】として、改めて整理し直し、それぞれの施策・事業を推進していきます。

### 1 重点施策

#### 重点目標1 幼児期の学校教育・保育の充実

子育て家庭の希望を叶えることができるよう、子どもや子育て家庭の実情を踏まえながら、幼児期の学校教育・保育の充実を図ります。

##### 【幼児期の学校教育・保育】

特定教育・保育	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

\*村内にない施設も記載しています。

#### 重点目標2 地域子ども・子育て支援事業の充実

在宅で子育てをする家庭を含め、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、その状況に応じた支援を実施し、総合的な子育て環境の向上を図ります。

##### 【地域子ども・子育て支援事業】

①時間外保育事業（延長保育事業）	②放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）
③子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	④地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）
⑤一時預かり事業	⑥病児保育事業
⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター事業）	⑧利用者支援事業
⑨妊婦健康診査事業	⑩乳児家庭全戸訪問事業
⑪養育支援訪問事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

## 2 分野別施策

### 基本目標1 すべての家庭が安心して子育てできるむら

子育て家庭の孤立感や子育てにかかる負担感を軽減し、子育てに役に立つ情報や多様な保育サービスを提供して、地域の子育てネットワークづくりを推進します。

また、子育て家庭の家計の負担を軽減するために、医療費などの経済的負担の軽減を図るとともに、貧困状況にある子どもが、社会的に孤立して必要な支援が受けられないという状態にならないよう、相談事業の充実を図ります。

児童虐待をはじめとする要保護児童対策については、関係機関等と連携しながら、保護者の不安や心配、悩みが軽減され、責任とゆとりを持って子育てができるよう、ひとり親家庭への総合的な自立支援の推進、障害児対策の充実、子どもへの虐待防止対策等のきめ細かな支援や適切な指導を総合的に進めていきます。

### 基本目標2 健やかに産み育てることができるむら

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、地域で孤立することがないように、多様化する家庭環境等の変化に対応できる相談体制の充実を図ります。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

### 基本目標3 豊かな個性を育み、親と子がともに学び育つむら

子どもの権利が守られ、全ての子ども・若者が健やかな成長と学び、自立に向けた支援に取り組んでいきます。いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

### 基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいむら

男女が協力して家庭を築き、働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや男女共同参画による子育てを促進します。

また、子どもを交通事故や犯罪等の危険から守るためには、保育所、学校、警察、関係機関・団体等との連携・協力のもと、安心・安全に子どもの育ちと子育てを支える環境となるように、子育て家庭に配慮した生活環境を整備します。

### 3 施策の体系



## 第4章 重点施策（子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策）

### 1 子ども・子育て支援新制度の概要

#### 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て支援新制度は『子ども・子育て支援給付』と『その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援』の2つに大きく分かれます。

『子ども・子育て支援給付』は、国が統一的な基準等を設けて各市町村が主体となってサービス提供を行う「子どものための教育・保育給付」と「児童手当等交付金」に加え、令和元年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付」から構成されます。

『その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援』は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う「地域子ども・子育て支援事業」と、国が主体となって進める「仕事・子育て両立支援事業」で構成されます。

#### 【子ども・子育て支援サービスの全体像】

子ども・子育て支援給付	<b>子どものための教育・保育給付</b>		市町村主体	
	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園		
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育		
	<b>子育てのための施設等利用給付</b>			
施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業			
<b>児童手当等交付金</b>		国主体		
児童手当法等に基づく児童手当等の給付				
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	<b>地域子ども・子育て支援事</b>		市町村主体	
	(1) 時間外保育事業（延長保育事業） (2) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ） (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） (4) 地域子育て支援拠点（つどいの広場）事業 (5) 一時預かり事業 (6) 病児保育事業 (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業） (8) 利用者支援事業 (9) 妊婦健康診査事業 (10) 乳児家庭全戸訪問事業 (11) 養育支援訪問事業他 (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			
	<b>仕事・子育て両立支援事業</b>			国主体
	企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業			

### 教育・保育給付の認定区分

子ども・子育て支援制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。保育の必要性の認定については、国が策定する認定基準をもとに、運用の実態を勘案しながら山中湖村が基準を策定します。

また、令和元年10月より実施されている幼児教育・保育無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取り組みが行われるものです。

対象となる事業は、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業、認可外保育施設等の3歳から5歳のすべての子どもの利用料の無償化と、0歳から2歳児の利用料は、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。また、幼稚園の預かり保育を利用する子どもで新たに保育の必要性があると認定された場合は、一定の範囲内で利用料が無償化されます。

#### 【教育・保育給付の認定区分】

認定区分	対象者	保育の必要性	対象施設
1号認定	満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	あり	保育所、認定こども園 認可外保育施設
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合		保育所、認定こども園 特定地域型保育事業 認可外保育施設

### 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

#### 【子育てのための施設等利用給付の認定区分】

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>満3歳以上の小学校就学前の子ども</li> <li>新2号認定子ども、新3号認定子ども以外</li> </ul>	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども</li> <li>別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</li> </ul>	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども</li> <li>別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</li> <li>保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの</li> </ul>	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業 (2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

## 2 教育・保育提供区域の設定

### 区域設定の概要

子ども・子育て支援法 第61条第2項において、“市町村は、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定しなければならない”とされています。

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（＝教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

### 区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、区域を設定しました。

### 山中湖村における教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業提供区域

上記の考え方を踏まえ、山中湖村では、第1期と同様、教育・保育提供区域を、村内全域（1区域）に設定します。また、地域子ども・子育て支援事業についても、村内全域（1区域）に設定します。

#### 【教育・保育提供区域】

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳児）	全村 （1区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、山中湖村内を1区域とします。
2号認定（3～5歳児）		
3号認定（1～2歳児）		
3号認定（0歳児）		

#### 【地域子ども・子育て支援事業提供区域】

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
(1) 時間外保育事業（延長保育事業）	全村 （1区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、山中湖村内を1区域とします。
(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）		
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）		
(4) 地域子育て支援拠点（つどいの広場）事業		
(5) 一時預かり事業		
(6) 病児保育事業		
(7) 子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター事業）		
(8) 利用者支援事業		
(9) 妊婦健康診査事業		
(10) 乳児家庭全戸訪問事業		
(11) 養育支援訪問事業		



### 3 総人口及び子どもの人数の将来推計

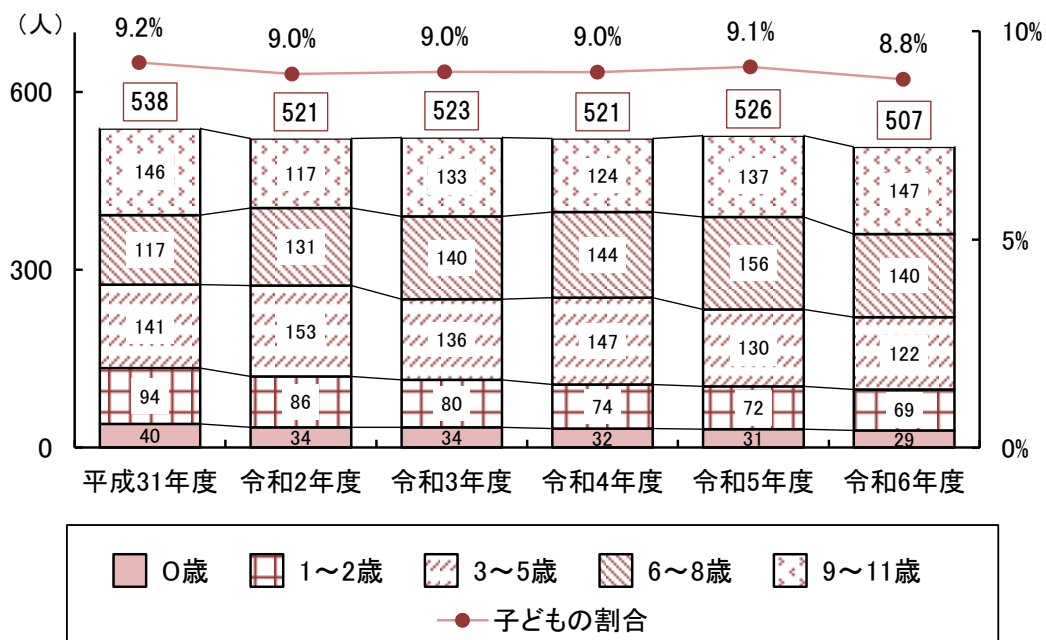
平成27年度から平成31年度（4月1日時点）の性別・各歳別の平均変化率を基本に、山中湖村の人口を推計すると、下表のとおりになります。

総人口は微減傾向で、計画期間の最終年度である令和6年度（2024年度）においては5,730人と、平成31年4月時点（5,818人）よりも88人減少すると推測されます。

子ども・子育て支援事業に関係する11歳以下の子どもの人数は、増減を繰り返しつつ、全体的には微減傾向で、令和6年度（2024年度）では507人、総人口に占める子どもの割合は8.8%まで減少することが推測されます。

人口推計

	平成31年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)
総人口	5,818	5,808	5,797	5,778	5,752	5,730
子どもの人数	538	521	523	521	526	507
子どもの割合	9.2%	9.0%	9.0%	9.0%	9.1%	8.8%
9～11歳	146	117	133	124	137	147
6～8歳	117	131	140	144	156	140
3～5歳	141	153	136	147	130	122
1～2歳	94	86	80	74	72	69
0歳	40	34	34	32	31	29



## 4 幼児期の学校教育・保育事業

### 【量の見込み設定についての考え方】

教育・保育施設・サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

### 【教育・保育施設・サービスの需要量及び確保の方策】

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は次のとおりとします。

### （1）教育事業【1号認定・2号認定（教育）】

#### 対象

1号認定の3～5歳児及び2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの

#### 事業内容

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

#### 量の見込みと確保の内容

（単位：人）

	令和元年度 （年間見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み （必要利用定員総数）	4	3	3	3	2	2
1号認定		0	0	0	0	0
2号認定 （教育ニーズ）		3	3	3	2	2
② 確保 の内容	特定教育・保育	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (2)	0 (2)
	施設給付でない 幼稚園	0	0	0	0	0
差(②-①)		▲3 (0)	▲3 (0)	▲3 (0)	▲2 (0)	▲2 (0)

\*（ ）は広域での対応

#### 量の確保方策

- 令和元年度時点で特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）は村内になく、他市町村へ通っている状況です。量の見込みとしては、毎年度2～3人ですが、村内に施設はないため、他市町村と連携を図りながら、確保をしていきます。

## (2) 保育事業【2号認定（保育）】

### 対象

2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児

### 事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）

### 量の見込みと確保の内容

（単位：人）

		令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		129	111	120	106	99	92
② 確保 の 内容	特定教育・保育		138	138	138	138	138
	特定地域型保育		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
差(②-①)			27	18	32	39	46

### 量の確保方策

- 令和元年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は、村内に2施設あり、3～5歳児の利用定員は138人となっています。量の見込みが最大である令和3年度の必要利用定員総数120人に対し、受け入れ可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

(3) 3号認定<0～2歳>

事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	63	60	57	55	52	50
0歳児	10	13	13	12	11	12
1・2歳児	53	47	44	43	41	38
② 確保の内容	特定教育・保育		62	62	62	62
	特定地域型保育		0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0
差(②-①)		2	5	7	10	12

量の確保方策

- 令和元年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は、村内に2施設あり、0～2歳児の利用定員は62人となっています。量の見込みが最大である令和2年度の必要利用定員総数60人に対し、受け入れ可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

◆0～2歳の保育利用率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳児人口(人)	120	114	106	103	98
保育利用者(人)	60	57	55	52	50
保育利用率(%)	50.0	50.0	51.9	50.5	51.0

◆認定こども園の普及に係る基本的な考え方

- 認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。  
認定こども園への移行は、保育所の設置者が判断することになりますが、利用者ニーズや施設・設備等の状況を踏まえながら、村と保育所とで協議して、適宜、検討していきます。

## 5 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、実施時期及び確保の内容を以下のとおりに設定します。

### (1) 延長保育事業（時間外保育事業）

#### 事業内容

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業

#### 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	43	52	53	49	46	43
② 確保の内容		52	53	49	46	43
		2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
差(②-①)		0	0	0	0	0

#### 量の確保方策

- 令和元年度において、村内の2保育所で当該事業を実施します。量の見込みが最大である令和3年度の53人に対し、供給体制で受け入れが可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

## （2）放課後児童健全育成事業

### 事業内容

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

### 量の見込みと確保の内容

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	60	44	43	47	47	48
低学年	38	23	23	25	23	24
高学年	22	21	20	22	24	24
② 確保の内容		60	60	60	60	60
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)		16	17	13	13	12

### 量の確保方策

- 令和元年度時点、カトリック扶助聖母会内にて、くじらっこクラブの名称で事業を実施しています。東小学区での利用者が少ないことと、送迎サービスを実施していることで、新たな場所の確保まではしなくとも、現在の施設で対応できます。

## （3）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

### 事業内容

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

### 量の見込みと確保の内容

（単位：人日／年）

	令和元年度 （年間見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0	9	9	8	8	7
② 確保の内容		0	0	0	0	0
差(②-①)		▲9	▲9	▲8	▲8	▲7

### 量の確保方策

- 令和元年度現在、当該事業の実績はありません。今回実施したニーズ調査においては、1桁のニーズがありました。村内に施設がないため、実際の利用が見込まれる際は、利用希望者の動向、施設確保、事業態勢及び実施を含めて検討します。

#### (4) 地域子育て支援拠点(つどいの広場)事業

##### 事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

##### 量の見込みと確保の内容

(単位：人回/年)

	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1,500	1,500	1,500	1,400	1,300	1,300
② 確保の内容		1,500	1,500	1,400	1,300	1,300
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)		0	0	0	0	0

##### 量の確保方策

- ・山中保育所内にある地域子育て支援センターにて、「じゃんけんぼん」という事業名で当該事業を実施しています。具体的な事業を開催する際は、企画段階で希望者(参加者)を集約して実施していきます。

#### (5) 一時預かり事業

##### 事業内容

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外の児童については、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので、保育所等で実施しています。

##### ① 幼稚園における一時預かり

##### 量の見込みと確保の内容

(単位：人日/年)

	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0
1号認定の利用		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
2号認定の利用		0	0	0	0	0
		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
② 確保の内容		0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

##### 量の確保方策

- ・令和元年度時点で特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)は村内になく、他市町村へ通っている状況です。令和2年度以降の量の見込みについても0人日であることから、新たな整備は行わないこととし、要望があった場合には周辺市町村との連携も視野に入れながら、受け入れ体制を整えます。

② その他（在園児対象型を除く）一時預かり

量の見込みと確保の内容

（単位：人日／年）

	令和元年度 （年間見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	125	1,205	1,219	1,123	1,060	1,002
② 確保の内容	保育所	1,205	1,219	1,123	1,060	1,002
		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	ファミリー サポートセンター	0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 令和元年度現在、2保育所で当該事業を実施しています。量の見込みが最大である令和3年度の1,219人日／年は、1日あたり約6人日となり、現在の供給体制で受け入れが可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。
- また、村外在住者でも就労等のため、どうしても一時預かりが必要な方や、管外の保育を受けている園児の兄弟についても、つどいの広場を含んだ一時預かり事業の利用を可能とし、そのニーズに対応できる必要な量は確保されています。

(6) 病児保育事業

事業内容

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人日／年）

	令和元年度 （年間見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0	63	64	59	55	52
② 確保の内容		0	0	0	0	0
		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
差(②-①)		▲63	▲64	▲59	▲55	▲52

量の確保方策

- 令和元年度現在、村内には委託可能な医療機関・施設がないため、実績はありません。今後のニーズはあるものの、村内で当該事業を展開する医療機関・施設を確保するのは施設面や人材面で難しいため、近隣市町村と連携して、受け入れ体制の確保に努めます。



(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（小学生）

事業内容

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日/年)

	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0	89	83	91	98	101
② 確保の内容		0	0	0	0	0
差(②-①)		▲89	▲83	▲91	▲98	▲101

量の確保方策

- 令和元年度現在、村内にはファミリーサポートセンターがないため、実績はありません。アンケート結果によるニーズは年間100人日程度で、村内に設置、あるいは近隣市町村との連携による対応を検討します。

(8) 利用者支援事業

事業内容

子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（子ども・子育て新制度において新設された事業）

量の見込みと確保の内容

	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
② 確保の内容		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 山中保育所内にある地域子育て支援センターにて、当該事業を実施していきます。

(9) 妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	48 (605回)	45 (567回)	42 (529回)	40 (504回)	38 (478回)	36 (453回)
② 確保の内容	実施場所	妊婦が希望する産科医療機関				
	実施体制	医療機関との連携				
	検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
	実施時期	初期～妊娠23週：4週間に1回 妊娠24～35週：2週間に1回 妊娠36週～分娩：1週間に1回				

量の確保方策

- ・福祉健康課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

(10) 乳児全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師等が訪問し、発育状況や発達の確認、育児に関する指導や予防接種・健診等子育てに関する情報提供等を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	42	48	45	42	40	38
② 確保の内容	実施体制	保健師等(2人)				
	実施機関	役場 福祉健康課				

量の確保方策

- ・福祉健康課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

## (11) 養育支援訪問事業

### 事業内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業

### 量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	令和元年度 (年間見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1	2	2	2	2	2
② 確保の内容	実施体制	保健師等(3人)				
	実施機関	役場 福祉健康課				

### 量の確保方策

- 福祉健康課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設及び小中学校に通園・通学する児童の保護者が通園・通学している施設に支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

### 今後の方針

- 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に併せ、幼稚園・小中学校の給食費が無償となっています。また、保育所の副食費も無償化児童を対象に無償となっています。今後も国や近隣の市町村の動向をみながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

### 今後の方針

- 国や近隣の市町村の動向をみながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

## 6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

### (1) 認定こども園の普及に関する基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わらず、柔軟に子どもを受け入れ、教育と保育を一体的に提供できる施設です。

アンケート調査では、幼児期の教育ニーズは1割台と高くなく、母親の就労希望をみると、今後も保育ニーズの方が高まることが予測されます。

現在、本村には保育所が2か所あり、在籍児童の割合も7割程度と、待機児童等は発生していません。また、今後の少子化傾向を考慮すると、現在の保育所を認定こども園に移行する必要性は高くありません。

### (2) 教育・保育及び地域子育て支援事業の役割と推進方策

保育所については、より質の高い教育・保育が提供できるよう、人材の確保に努めるとともに、研修の実施など、人材の育成に努めます。

### (3) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

保育所は、子ども・子育て支援の中心的な施設であり、地域型保育事業は、補完的な位置づけとなります。

第1期計画期間においては、地域型保育事業は展開されていませんが、今後、必要性が発生した際は、柔軟に対応していきます。

### (4) 保育所と小学校等との連携

保育所での生活が小学校入学以降の学ぶ力の土台づくりにつながることに配慮した教育・保育の内容の実施を図ります。

また、行事を通じた児童の交流や体験学習などの連携を通じて小学校への円滑な接続を図ります。

## 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、教育・保育給付の対象外である幼稚園（未移行園）、認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等が給付の対象となりました。

現在のところ、本村においては、当該事業は展開されていませんが、今後、発生した際は、この制度の給付申請について、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設においてとりまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

## 第5章 分野別施策

### 基本目標1 すべての家庭が安心して子育てできるむら

#### (1) 子育て支援の情報提供とネットワークづくり

初めての子育ては、誰もが不安です。子どもの預け先や健康診断、予防接種、受け取れる手当、緊急時の対応など、子どもに関する初めての出来事の連続に、保護者は戸惑うことが多くあります。本村には、保護者が抱える不安や戸惑いを軽減するために、行政による公的な支援やボランティアによる支援など、保護者が利用できる様々な支援があります。支援は利用してもらうことに意味があることから、支援体制を整えるだけでなく、情報不足を理由に支援を受けることができない家庭がなくなるよう、保護者に対する情報提供を積極的に行います。あわせて、総合的に適切な支援を行うために、家庭とサービスの提供側のネットワークの構築・強化に努めます。また、行政を介する支援とは別に、保護者同士が交流でき、情報交換や息抜きの機会となる子育てグループの活動も支援することで、多方面から保護者を支援する体制を整えています。

#### 具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 保育サービス及び子育て支援サービスの情報提供		福祉健康課	拡充
事業内容	保育サービス及び地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、子育て支援ホームページや「広報やまなかこ」における子育てコーナーを通じて、子育て全般についての情報提供やケースマネジメントなどの支援を行います。		
今後の方向性	子育て支援に関する情報提供とネットワークづくりについて、広報できている部分は拡充し、構築できていない部分は、本村にあった方法を検討し、母親が必要な情報を収集しやすい体制の構築を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 子育てガイドブックの作成・配布		福祉健康課	拡充
事業内容	各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知され、利用の向上が図れるよう、関係各課との連携のもと、子育てガイドブックを作成し、配布します。		
今後の方向性	各種情報について継続的な更新を行い、出生届時や転入者等に配布します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 子育て支援ネットワークの形成		福祉健康課	継続実施
事業内容	地域における子育て支援の推進を図るために、家庭・学校・保育所・子育てサークル・関係機関・関係団体等が連携し、情報を共有化し、一体となって総合的な子育て支援づくりを進めていくことのできるネットワークを形成します。		
今後の方向性	リーダー的な人材の育成を図り、保育所を中心としたネットワークの形成に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 子育てグループ等への支援		福祉健康課	継続実施
事業内容	村内で自主的に活動している子育てサークル等の活動の場づくりを進め、サークル相互の交流やネットワークづくりを支援します。		
今後の方向性	子育てサークルの実態を把握し、活動の場の提供に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑤ 子育てサポーターの活動の場の拡大		福祉健康課	継続実施
事業内容	地域で子育て家庭を応援する子育てボランティアである子育てサポーター（登録制）が、村の各事業に参加して子育てのサポートを実践していきます。		
今後の方向性	継続して子育てサポーターを募集し、活動の場の拡大に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑥ ブックスタート事業		福祉健康課	継続実施
事業内容	関係機関との連携のもと、毎月、4か月児健康診査を受診する親子に読み聞かせを行い、交流を深めるとともに、絵本をプレゼントすることで、絵本のぬくもりを伝えます。		
今後の方向性	乳児及び保護者が心身ともにリラックスして絵本を楽ししみ、情操教育になるための支援として、継続実施していきます。		

## (2) きめ細かい取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

すべての子どもの健やかな成長を推進するためには、子ども一人ひとりが置かれた状況を把握し、支援が必要と認められた場合には速やかに支援することが重要です。ひとり親家庭は、貧困問題等に直面することが多い一方で、仕事や子育てによる忙しさ等を理由に相談することができず、必要な支援につながらないことがあります。また、障害や障害の疑いのある子どもをもつ家庭も、保護者が障害やその疑いを認めることができずに発見や治療が遅れたり、保護者が身体的・精神的に疲弊してしまったりするなどの問題がみられます。あわせて、全国的に大きな問題となっている児童虐待は、可能な限り予防に努め、万が一発生してしまった場合には早期発見・早期対応をする必要がある問題です。本村では、これらの家庭が抱える問題の解決のために、妊娠期から継続して訪問や健診・検診等の機会において該当家庭の把握に努め、必要な場合には支援につなげるための助言を行っています。また、医療機関や事業所、児童相談所等の関係機関との連携を密にし、支援を必要としている家庭が見落とされることのないようにしていきます。

### 具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① ひとり親家庭等に対する支援体制の充実		福祉健康課	継続実施
事業内容	母子相談員及び母子寡婦福祉会による相談や家庭訪問による助言・指導を実施するとともに、「広報やまなかこ」やホームページにおいて、ひとり親家庭に対する様々な支援に関する情報提供を行います。		
今後の方向性	助言・指導など様々な支援を引き続き実施していくとともに、ひとり親世帯によるサークル形成など、横のつながりができるよう取り組みます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 障害の原因となる疾病等の早期発見・治療の推進		福祉健康課	拡充
事業内容	母子健康手帳交付時、各種乳幼児健診時などあらゆる機会において、障害の原因となる疾病等の早期発見に努め、早期の治療・療育につなげることができるよう支援します。		
今後の方向性	医療機関及び近隣市町村と連携し、疾病の早期発見の体制づくりの指針を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 障害児に対する適切な医療、リハビリの提供		福祉健康課	拡充
事業内容	関係機関との連携・協力のもと、適切な時期に関わり、保護者が子どもの現状を理解し、その子どもにとってよい方向性でリハビリテーションができるよう相談・支援等の事後指導を行います。		
今後の方向性	適切な支援時期を有効に活かした事後指導等を継続するとともに、リハビリの専門機関の充実に関しては、県に働きかけていきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 障害福祉サービスの充実		福祉健康課	継続実施
事業内容	障害を持つ児童ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう居宅介護や児童デイサービスなど障害福祉サービスの提供体制を整備します。		
今後の方向性	近隣の施設を利用しつつ、増加傾向にある障害児に対応できるよう、体制の充実を図っていきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑤ 障害児保育の充実		福祉健康課	継続実施
事業内容	保育所において、集団生活が可能な障害のある児童を受け入れ、健常児と同程度の保育等を実施することにより、当該障害児の福祉の向上を図ります。		
今後の方向性	保育士の確保を図りながら、引き続き受け入れていきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑥ 児童虐待防止ネットワーク体制の強化		福祉健康課	拡充
事業内容	福祉、医療、保健、教育、警察などの地域の関係機関等で構成された要保護児童安全対策協議会（山中湖村安心子育て協議会）の運営を強化し、児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を講じます。		
今後の方向性	要保護児童安全対策協議会及び研修会の定例開催を継続するとともに、児童相談所との実務者会議の定例開催による支援をチームで実施していきます。また、通報後、48時間以内に当該児の健康確認を、チームで実施できる体制の構築の充実を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑦ 妊娠期から継続した相談・支援体制の整備		福祉健康課	拡充
事業内容	乳児家庭訪問全戸訪問、養育家庭訪問事業により、母親の育児不安解消や児童虐待発生予防の早期介入に努めるとともに、乳幼児健診時にも個別に相談・支援を行います。また、子育て支援センターやつどいの広場などでも、随時、子育ての悩みや不安の軽減を図るための相談や助言等を行います。		
今後の方向性	現状の支援内容は継続実施するとともに、個々の支援体制の強化を図るため、課内及び関係機関との連携のさらなる強化を図ります。		



## 基本目標2 健やかに産み育てることができるむら

### (1) 子どもや母親の健康の確保

子どもを産み育てるということは、簡単なことではありません。母親は、約10か月の妊娠期間を過ごし、命がけで出産します。その後も、生まれたばかりの子どもを事故や怪我、病気等から守っていかねばなりません。特に第一子ともなれば、右も左もわからず、不安と責任に押しつぶされそうになりながら、子育てをしなければならぬ状態になると思います。そのため、本村では妊娠がわかった時から妊婦やその家族を支援して出産に備えるとともに、出産後は子どもを含めた家族を支援しています。訪問を通じ、対面で妊産婦や乳児に接することで、出産に向けた不安の解消や産後うつや早期発見、子どもの発達や健康の確認などにつなげています。他にも、定期的な乳児健診や健康相談、予防接種等の母親や子どもの健康管理、母親を労わるためのプレゼント、ライフステージに応じた食育事業などを行うことで、母親の負担軽減に努めていきます。

#### 具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 妊婦保健事業		福祉健康課	拡充
事業内容	妊婦の健康管理を支援するため、母子健康手帳を交付し、個別指導や相談を実施し、妊婦の健康を促進します。		
今後の方向性	妊娠届日のPRや時間的な余裕を持って来所していただくことのPRで、個々の心身ともに健康課題に対する支援体制の強化を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 両親学級		福祉健康課	拡充
事業内容	妊婦とその夫、家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を習得することで、出産・育児に対する不安を解消するとともに、参加者の交流の場として、両親学級を開催します。また、つどいの広場「じゃんけんぼん」の協力のもと、お産の経験など先輩ママから話を聞くことができる機会を提供します。		
今後の方向性	出生数が少ないため、タイムリーに教室を実施することが困難な状況ですが、働く妊婦やその夫も、仕事の合間にも必要な知識を得て、安心したマタニティライフを送ることができるよう、教室の内容や開催日時等を適宜変更しながら実施していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 家庭訪問支援事業		福祉健康課	継続実施
事業内容	愛育・民生委員や地域組織による訪問・声かけ及び乳児家庭訪問事業、養育支援訪問事業による保健師等の訪問を実施します。		
今後の方向性	現在実施できている事業内容は継続するとともに、転入者の家庭訪問事業を実施していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 乳幼児健康診査・健康相談		福祉健康課	拡充
事業内容	乳幼児の成長・発達の評価、疾病・異常の早期発見、育児支援、健康増進を目的に、成長段階に応じた健康診査・健康相談を実施します。【4か月児、7か月児、10か月児、1.6歳児、2歳児、3歳児、5歳児】		
今後の方向性	健康相談において、フォロー体制の充実を図るために、母子システムの導入等を実施し、支援の充実を図ります。また、外国人の転入者も増加しており、支援に苦慮する場面も多くなったため、対応策を検討していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑤ 乳幼児の歯の健康づくり		福祉健康課	拡充
事業内容	乳児家庭全戸訪問時のむし歯予防に関する説明や、各種健診における個別に指導やフッ素塗布、保育所での歯科教室の開催など、各成長段階に応じて、歯の健康づくりに関する指導を実施します。		
今後の方向性	歯科衛生士の協力のもと、保育所での歯科教室及び乳児期からの歯科健康教育を充実していきます。また、祖父母を対象にした乳児の歯科健康教育も実施していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑥ 子どもの事故予防のための啓発		福祉健康課	拡充
事業内容	各種健診などを通じて、保護者に対し、子どもの発達を理解するとともに、各ライフステージに対応した事故予防対策についての個別指導を実施します。		
今後の方向性	乳幼児健診の場において、事故予防についての個別指導を実施します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑦ 予防接種		福祉健康課	拡充
事業内容	予防接種法及び結核予防法に基づき、各種予防接種を実施します。【2種混合、BCG、日本脳炎、MR、4種混合、ヒブ、肺炎球菌、水痘】		
今後の方向性	予防接種への偏った考え方を持っている人もいるため、正しい知識の普及、接種の必要性の理解のための普及啓発を行い、接種率のさらなる向上を目指します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑧ ウェルカム事業		福祉健康課	継続実施
事業内容	乳児家庭訪問事業等を活用して、新生児には山中湖村で生まれてきてくれた喜びと感謝の気持ちを込めて、出産を終えた母親には労いの気持ちを込めて、手作りのプレゼントを渡します。		
今後の方向性	事業のPRを実施するとともに、必要に応じ受け取った保護者が心豊かになる商品であるかどうかの確認し、商品の内容を再検討します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑨ 妊婦を対象とした食育事業		福祉健康課	拡充
事業内容	妊娠期の健全な食生活の実践に向けて、母子健康手帳の交付時に指導・情報提供を行うとともに、両親学級において、妊娠期に適したおやつを提供や、栄養豊富な簡単レシピの紹介を実施します。		
今後の方向性	PR方法については、「広報やまなかこ」やホームページのほか、アプリ「くじらっこダイアリー」にてPRしていきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑩ 乳児とその保護者を対象とした食育事業		福祉健康課	拡充
事業内容	離乳食の意味等を理解し、時期にあった進め方ができるよう、乳児健康相談時の個別指導を実施します。また、離乳食教室では調理実習を行い、より実践に繋がりやすい指導をします。		
今後の方向性	離乳食教室については、開催回数の増加を検討します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑪ 幼児とその保護者を対象とした食育事業		福祉健康課	拡充
事業内容	各種健診時に、フードモデルを活用して、日常生活に活かせるよう具体的な食事内容、食事量を示して、管理栄養士による指導を実施します。		
今後の方向性	つどいの広場と連携を図りながら、共同事業として事業を充実していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑫ 保育所・小中学校での食育事業		福祉健康課 教育委員会	継続実施
事業内容	児童や保護者の食育についての理解を深めるため、栄養バランスのとれた、季節・行事に配慮した給食を提供するとともに、献立表を通じて食に関する情報提供、菜園での農作物の栽培、収穫、調理実習などを実施します。また、小中学校においては、「早寝、早起き、朝ごはん」を推進し、朝食の重要性を啓発します。		
今後の方向性	朝食摂取の重要性を理解し、家族が揃って食事をとれるよう広報等を通じて啓発の強化を図ります。また、食育推進事業終了後も継続した指導を行うよう努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑬ 地域での食育対策		福祉健康課	拡充
事業内容	地域として食育への関心を高めるため、食生活改善推進員による食育ボランティアの実践や、母子保健連絡会・栄養士部会による保育所、学校、行政での共通メニューの行事食・地場産食の提供を行います。		
今後の方向性	関係機関の連携を強化し、伝統食や昔ながらのよい食べ物に関する情報・知識の普及啓発を図ります。		

## (2) 思春期保健対策の充実

思春期の子どもは、身体的な成長の速さに精神的な成長が追いついておらず、不安で揺れ動いている状態です。この時期の子どもは精神的に安定せずイライラしたり、身近な人に強い言葉をぶついたり、時には物に当たってしまうことがあり、子ども本人にとっても辛い時期となります。中には、不安を誤魔化すため、また、未熟な知識により、喫煙や飲酒、薬物乱用、逸脱した性行動に走ってしまう子どももいます。精神的な成長が身体的な成長に追いつけば、徐々に落ち着いた生活を送ることができるようになりますが、一度喫煙等によって及ぼされた身体的・精神的な悪影響はその後の人生にも影響を及ぼすことになります。そのため、本村では思春期の子どもに対して、喫煙等が及ぼす悪影響についての教育・啓発をし、それ等が不安から目を逸らすための一時的な手段ではないことを正しく理解してもらえるように努めています。また、いじめや不登校、その他思春期の悩みについて話を聞いたり、助言したりすることができるよう、中学校にカウンセラーを配置し、対応しています。

### 具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 思春期保健対策		福祉健康課 教育委員会	拡充
事業内容	学童期及び思春期における心身の健康、豊かな人間性を育むことを目的として、喫煙防止や薬物使用の防止の教育を実施します。		
今後の方向性	喫煙、飲酒、薬物乱用防止についての積極的な取り組みをしていけるよう、学校等と情報交換をしながら連携を図ります。また、受動喫煙の観点から、今後も敷地内禁煙を実施していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 性の逸脱行動の問題等についての教育・啓発		教育委員会	継続実施
事業内容	児童・生徒が、性について正しく理解し、人権尊重、男女平等、命の大切さなどに基づく正しい異性観をもち、望ましい行動が取れるよう、発育・発達段階に応じた教育・啓発活動を推進します。また、愛育会が中心となり、“性”、“命”を大切にできるように「いのちの授業」の展開に取り組みます。		
今後の方向性	継続して、教育・啓発していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 心のケアに関する体制の整備		教育委員会	継続実施
事業内容	いじめ・不登校や問題行動等に対応するため、中学校にカウンセラーを配置し、生徒の悩みなどの相談に応じます。		
今後の方向性	継続して、実施していきます。		

### (3) 小児医療の充実

子どもは、乳幼児期から様々な感染症にかかることで、徐々に免疫を獲得していきます。そのため、乳幼児期の子どもは体調を崩すことが多くあります。また、学童期・思春期は、学校や部活動、地域活動などで子どもの活動の幅が広がることから、時には怪我につながってしまうこともあります。子どもが病気・怪我をすることは、保護者の身体的・精神的負担となるだけでなく、経済的な負担も重くなることは想像に難くありません。そのため、本村では出生から中学3年生までの医療費助成制度を設け、保護者の経済的な負担の軽減を図っています。一方で、負担が少ないことを理由に、受診の必要がないのに医療機関を受診する方や、急を要さない症状でも小児救急医療機関を利用している方もみられることから、本当に医療を必要としている子どもが医療を受けることができるよう、適切な医療機関の利用を呼びかけます。

#### 具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 小児医療の充実		福祉健康課	継続実施
事業内容	出生から中学3年生までの医療費助成を継続実施します。また疾病の診断・治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、併せて、育児に関する相談相手として育児不安の解消を図るため、身近な地域で継続的な医療が受けられる、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。		
今後の方向性	医療費助成を継続実施するとともに、適切な医療のかかり方等の指導を行います。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 小児救急医療体制の整備		福祉健康課	拡充
事業内容	富士・東部小児初期救急医療センターの利用者が増加していることを踏まえ、適切な受診方法を指導します。		
今後の方向性	近隣市町村や医師会を含む関係機関と連携の強化を図りながら、小児救急医療体制のさらなる充実に努めます。		

## 基本目標3 豊かな個性を育み、親と子どもがともに学び育つむら

### (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

学童期・思春期の子どもたちの生活の多くの部分を占めているのは、学校生活です。学校は、学業を通じて様々な分野の知識を身につけるだけの場所だけでなく、規則正しい生活習慣を身につけたり、集団生活を通じて人間関係等を学んだり、授業の一環として社会参加をしたりする等、身体的にも精神的にも大きな成長を遂げる場所です。そこで、本村は学校を子どもが生きるための力を身につける場と位置付け、子ども一人ひとりにきめ細やかな指導を行うとともに、道徳教育や健康教育、英語教育、部活動、多種多様な体験活動等に取り組んでいます。また、教員の資質向上や外部人材の活用を通じて、子どもたちの興味を最大限に引き出せる授業ができるように努めています。あわせて、小学校への進学に向けた保育所との連携や子どもたちの登下校の安全管理、校舎等のハード面の安全点検も行い、子どもたちが安心して学校生活を送れるようにしていきます。

#### 具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① きめ細やかな指導の充実		教育委員会	継続実施
事業内容	少人数クラスの導入を進め、ぬくもりのある教育の充実を推進します。		
今後の方向性	一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実を図るため、村担教諭の採用など村独自の学級編制基準を検討していきます。また、県に対しても、推進を働きかけていきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 外部の人材の協力による学校の活性化		教育委員会	継続実施
事業内容	児童・生徒の体験的な学習の充実を図るため、幅広い経験や優れた知識・技術を持つ地域在住の専門家・社会人を学校に招き、授業の中で活用します。また、地元への関心を深め、ひいては地域の歴史や習慣等に興味を抱くことができるよう、社会科の授業において、村内の公民館や図書館等の見学を実施します。		
今後の方向性	地域人材リストを作成し、多くの分野での人材を学校教育に使えるように情報発信を行います。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 子どもたちの心に響く道徳教育の充実		教育委員会	継続実施
事業内容	担任による道徳授業の充実を図るとともに、あらゆる分野において道徳心が教育されるよう学校に情報を提供します。		
今後の方向性	県派遣カウンセラーの積極的利用を啓発します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 運動部活動への外部指導者の活用		教育委員会	継続実施
事業内容	中学校において、教職員の中に専門的な技術指導力を備えた指導者のいない運動部に対して、専門の外部指導者を派遣し、実技指導及び補助を行い、生徒の健やかな身体の育成を図ります。		
今後の方向性	スケート部及びヨット部における県派遣事業を継続して活用します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑤ 適切な生活習慣等を身につけるための健康教育の推進		教育委員会	継続実施
事業内容	早寝・早起き・朝ごはんの定着を目指し、機会をとらえ啓発に努めます。また、小学校1年児童と保護者を対象とした給食試食会を開催し、食に対する理解を深めます。		
今後の方向性	多くの関係団体の協力をもらいながら、健康教育の啓発・普及に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑥ 特色ある学校づくりの推進		教育委員会	継続実施
事業内容	三校とも児童生徒の実態や学校の実態を踏まえ、創意ある教育活動を展開します。		
今後の方向性	教育課程の編成に関わる工夫、教科・道徳・総合的な学習の時間等における工夫等、学校独自で取り組み、児童生徒にとって楽しく学べる学校を目指します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑦ 教員の質の向上		教育委員会	継続実施
事業内容	夏季休業中の研修への積極的参加及び自己研修の啓発を図りながら、教員の質の向上を図ります。		
今後の方向性	教職員評価性度の効率的運用を図りながら、研修を不断に行うべき責務を常に意識させ、質的向上を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑧ 地域と学校の連携による多様な体験活動の推進		教育委員会	継続実施
事業内容	地域行事への積極的参加や学校行事への地域人材活用を進めます。		
今後の方向性	各学校の実情に応じながら、学校行事への地域人材の有効的利用を積極的に進めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑨ 安全管理に関する取り組み		教育委員会	継続実施
事業内容	児童生徒の登下校の安全管理及び安全指導そして学校施設の安全点検の実施等、継続的に行っていきます。		
今後の方向性	PTAや地域の協力を得ながら、登下校も含めた学校の管理下における安全性を目指します。また、施設の老朽化等の対応を検討していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑩ 保育所と小学校の連携体制の構築		福祉健康課 教育委員会	継続実施
事業内容	村内4施設の共通理解を図りながら、平野保育所と東小学校、山中保育所と山中小学校で、職員の授業及び保育の参観、園児・児童の交流、職員間での話し合いを実施します。		
今後の方向性	保育所から小学校へのスムーズな移行のための連携会議という位置づけで、新たな連携体制の構築を図りながら、継続的な支援の実現を目指します		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑪ 教育環境の整備		教育委員会	継続実施
事業内容	子どもたちが安全・安心に学校生活を過ごせるように教育環境の整備に努めながら、教育効果のある指導を目指します。		
今後の方向性	施設・設備に関するハード面及びそれを適切に運用するソフト面の取り組みを充実させていきます。また、補修等では不十分な場合等、必要に応じて建て直し等を検討していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑫ 学校における英語教育の推進		教育委員会	継続実施
事業内容	小・中学校にALT (Assistant Language Teacher) を派遣し、英語教育の充実と国際理解教育の推進を図ります。		
今後の方向性	今後、実施回数、授業内容等の評価・検討を行い、さらなる充実に努めます。		



## (2) 家庭や地域の教育力の向上

子どもは様々なものに興味を持ち、日々経験を積み重ねながら成長していきます。子どもの頃の出会いが将来進む道に影響することもあるように、子どもの時期に多種多様な体験をすることは子どもの成長にもプラスに働くとされています。また、様々な体験活動は家族・友人等の身近な人以外の幅広い年代の人々と触れ合う機会ともなることから、より広い人間関係の構築やトラブル対応能力の向上等にもつながると考えられます。本村としても、子どもが様々な分野の体験を通じて健やかに成長することに期待し、勉学やスポーツ、文化などの分野の活動機会や世代間交流の機会を充実します。また、中高生を対象に乳幼児と触れ合う機会を設け、いのちの大切さについて教育します。

### 具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 家庭教育に関する学習機会や情報の提供		教育委員会	継続実施
事業内容	保護者や地域住民のニーズにあう学習講座の開設等、取り組んでいきます。		
今後の方向性	より多くの子どもたちが参加できるように学校の協力も得ながら取り組みます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 高齢者との世代間交流の推進		福祉健康課	拡充
事業内容	地域の高齢者に事業参加を願い、お年寄りからの生活体験講話や昔の遊びなど、就学前児童と高齢者の世代間交流事業を実施します。		
今後の方向性	情報創造館を利用して、絵本の読み聞かせ会などを実施していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 自然体験活動・体験活動の機会の充実		教育委員会	拡充
事業内容	子どもたちが多様な価値観を学び、社会性を身につけるために、関係団体と連携し、また地域の参画を得ながら、健全育成に努めます。		
今後の方向性	マナー化や参加児童が固定化しないよう、新しい体験活動の実施を検討します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 子どもたちのスポーツ環境の整備		教育委員会	拡充
事業内容	総合型地域スポーツクラブを拠点に、子どもたちのスポーツ環境を整備します。		
今後の方向性	現在、実施しているテニススクール以外のスポーツにおいても、子どもから大人まで体験、参加できる場を提供していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑤ 公民館、文学館、情報創造館の利用促進		教育委員会	継続実施
事業内容	子どもたちの健全育成を図るため、公民館、文学館、情報創造館など、地域に根付いた社会資源の利用促進に努めます。		
今後の方向性	図書館前に外で本を読むスペースを確保する等、利用促進に繋がる企画を検討します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑥ 地域における国際交流の推進		教育委員会	継続実施
事業内容	グローバル化が進んでいる現状で国際交流の推進を図っていくことは重要であるため、国際交流事業を実施します。		
今後の方向性	観光協会と連携しながら、積極的に交流を推し進めていき、様々な観点から検討し、事業の展開に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑦ 中・高校生等が乳幼児とふれあう機会の充実		福祉健康課	継続実施
事業内容	中・高校生を対象に、いのちの大切さを学ぶとともに、将来、父親・母親となる自覚を高めるため、つどいの広場にて乳幼児とのふれあい体験学習の機会を提供します。		
今後の方向性	継続して実施し、体験内容の充実を図ります。		

## 基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいむら

### (1) 仕事と子育ての両立支援

働く女性が増えたことにより、仕事と子育ての両立のしにくさが浮き彫りになりました。何十年も前から男性は外に出て仕事、女性は家で家事・子育てという性別による分担が行われてきた我が国にとっては、避けることができない問題です。男性も女性も性別に縛られることなく、自らが希望する生き方を選択することができる男女共同参画社会を実現するためには、住民一人ひとりが仕事と家庭（家事や子育て、地域活動など）に費やす時間や労力を希望に合わせて調整する必要があります。しかし、現状では、もっと働きたいけれど、家事や子育てが十分にできないから働くことができない方がいます。一方で、もう少し家族との時間を大切にしたいけれど、仕事が忙しくてできていない方もいます。このように希望と現実が必ずしも一致しない現状を打破するためには、行政や企業等が男女共同参画意識に則った柔軟な対応をとる必要があります。本村としては、男女共同参画意識の普及や子育て支援の充実に努めるとともに、企業に対しても理解を呼びかけていきます。

#### 具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① ワークライフバランスに関する広報・啓発		総務課	拡充
事業内容	男女が対等な責任を持って仕事と家庭の両立ができる環境を目指し、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等に関わる関係各法や制度の周知を行います。		
今後の方向性	継続的に情報を提供することで、より一層の啓発を図ります。また、役場職員に対しての研修等をさらに行い、管理職及び職員の意識向上を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 育児休業制度の活用促進		総務課	拡充
事業内容	国や県と連携しながら、育児休業制度や関連機関が実施している奨励制度等について、村民ならびに村内事業所への周知を図り、女性はもとより男性に対しても育児休業制度の活用促進を働きかけます。		
今後の方向性	村民ならびに村内事業所に対して継続的な周知を行い、積極的に育児休業制度の取得を進めていきます。また、役場の男性職員も積極的に取得できる環境の整備に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 男女共同参画意識の啓発・広報活動の推進		総務課	継続実施
事業内容	「広報やまなかこ」において、男女共同参画に関するテーマ記事を掲載するとともに、研修会や講座など、様々な機会や広報手段をとおり啓発活動を行っています。		
今後の方向性	「広報やまなかこ」やインターネットを通し、男女共同参画に関する啓発情報を提供するとともに、世代による認識の違いを是正するためにも効果的でわかりやすい掲載に努めます。		

## (2) すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくりの支援

子どもが地域で安心して生活を送るためには、まず子どもが自分の身を自分で守ることができるよう、日常生活におけるルール（交通ルールや公共の場での振る舞いなど）や起こり得る危険（誘拐などの犯罪や水難などの事故）について繰り返し教育することが欠かせません。同時に、大人が地域の子どもの守るという意識を持つ必要があります。成長途中の子どもは身体的・精神的に未熟であることから、子どもだけではどうしても防ぎきれない事故や犯罪があります。大人が見本となる振る舞いをするのはもちろんのこと、子どもに危険が及びそうな場合には声を掛けたり、手を差し伸べたりするなど、いざという時には子どもが大人を頼ることができると思える環境でなければなりません。そのため、本村では子どもを対象とする各種教室や講習会などを実施するとともに、大人を対象とする広報活動や情報提供、住民主体の防犯活動等も行っています。あわせて、村内のバリアフリー化を進めることで、ベビーカー等でも外出しやすい環境づくりをしていきます。

### 具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 交通安全教育の充実		福祉健康課 教育委員会	継続実施
事業内容	警察及び交通安全協会と連携・協力し、保育所園児、小・中学校の児童・生徒とその保護者に対し、交通安全教室を実施します。		
今後の方向性	地域間全体の連携を視野に入れた実施体制の充実に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② スクールゾーン内の時間帯車両規制の周知徹底		建設水道課	継続実施
事業内容	通学時間帯における車両規制等について、地元住民、観光客へ周知の徹底を図ります。		
今後の方向性	警察とも連携し、パトロールの強化や広報等を通じて、周知していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ チャイルドシートの普及促進		総務課	継続実施
事業内容	チャイルドシートの着用の認識が深まってきているものの、子どもの年齢によっては正しい着用在されていないケースも多いため、交通安全教室や交通安全運動等で、チャイルドシートの正しい取り付け方法の周知の徹底を図ります。		
今後の方向性	引き続き、広報等を通じて、着用の徹底を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 地域住民による防犯活動		教育委員会	拡充
事業内容	スクールガードボランティアの協力のもと、スクールガードリーダーを中心として、青パトロール車で防犯パトロールを実施していきます。		
今後の方向性	村独自の計画性の中で、継続的に児童生徒の安全登下校に向けて、青パトロール車での防犯パトロールを継続していくとともに、近年、多様化する犯罪に対し、様々なケースを想定した安全パトロールを検討していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑤ 青少年の非行防止の取り組み		教育委員会	継続実施
事業内容	毎年夏休み前に、村内の小中学校・吉田管内の高校・警察・PTA・少年補導員・区長などの関係機関・団体が集まり、各学校から夏休みの取り組みなどを報告し、それについて話し合う「青少年夏休みの過ごし方打合せ」を開催し、青少年の非行防止に努めています。		
今後の方向性	毎年、夏休みの青少年の過ごし方について活発な意見交換ができており、今後も打合せを継続実施し、非行防止につながる事業の展開を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑥ 着衣水泳講習会の開催		教育委員会	継続実施
事業内容	富士五湖消防に協力を要請し、子どもはもちろんのこと、保護者を対象とした着衣水泳についての知識・実技の習得に関する講習会等の取り組みを図ります。		
今後の方向性	小学校高学年の実施の様子をみながら、事業について検討していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑦ 子どもを犯罪等から守るための情報提供		総務課	継続実施
事業内容	住民、警察、消防団、地域、保育所、学校等との連携を強化し、不審者情報など犯罪に関する情報を防災行政無線による放送、「広報やまなかこ」に掲載するなど情報提供体制の充実を図り、犯罪発生防止に努めます。		
今後の方向性	防災無線子局の増設等、カバーできるエリアの拡充に努めます。また、安心安全メールを周知し、利用者の増加を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑧ 防犯講習会の実施		教育委員会	継続実施
事業内容	警察・自治会等の協力により、子どもたち自身が自分で自分の身を守る意識や知識を身につけることができるよう、防犯教室を開催します。		
今後の方向性	毎年、継続実施することで、子どもたちの防犯意識の向上を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑨ 「こども110番の家」等の防犯ボランティア活動		教育委員会	継続実施
事業内容	子どもが犯罪に巻き込まれそうになった時に避難できるよう、学校、PTA関係者、地域等の協力のもと、各地区に「こども110番の家」を設定し、地域の防犯体制の強化を図ります。		
今後の方向性	今後も学校・PTA・地域と連携し、子どもの安全を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑩ 被害にあった子どもや保護者に対するカウンセリング		福祉健康課	拡充
事業内容	児童相談所等の関係機関・地域の民生児童委員等と連携し、被害に遭った子どもに対する心のケア、その保護者に対する助言や相談など、迅速でかつきめ細かな支援体制の整備を図ります。		
今後の方向性	カウンセリングを実施できる専門職がないため、関係機関や民生児童委員等との連携の強化を図るとともに、職員の質の向上への取り組みを実施していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑪ 有害環境浄化の推進		教育委員会	継続実施
事業内容	成人向け雑誌などの有害図書類の区分陳列を、関係業者に協力依頼します。		
今後の方向性	法律や条例等に基づき、継続して、有害環境浄化を推進していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑫ 情報モラル教育の推進		教育委員会	継続実施
事業内容	小中学校でインターネットや携帯電話等の正しい利用方法・マナーなどの情報モラル教育を推進します。		
今後の方向性	継続して、実施していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑬ 安全な道路交通環境の整備		建設水道課	継続実施
事業内容	国道と県道に関しては、関係機関と連携しながら、また、村道についても関係部所や地権者と十分協議しながら、子どもや子ども連れの親が安全・安心して通行できる道路環境の整備を計画的に図ります。		
今後の方向性	予算の範囲内で、安全な道路環境の計画的な整備を進めるとともに、学校、警察、教育委員会等との合同パトロールを通じ、安全の確保に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑭ 公共施設等のバリアフリー化の推進		各施設所管課	継続実施
事業内容	ベビーカー等の利用者の利便性、子どもの安全性を高めるため、段差解消やスロープの設置など、公共施設等におけるバリアフリー化を推進します。また、子育て中の親が気軽に外出し、社会参加できるよう授乳室やベビーチェアなどを設置します。		
今後の方向性	予算の範囲内で整備を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑮ 「子育てバリアフリーマップ」の作成		福祉健康課	継続実施
事業内容	村の公共施設をはじめ、民間施設でもバリアフリー化が進んでおり、こうした安心して利用できる施設に関する情報を紹介する「子育てバリアフリーマップ」を作成し、村民に周知します。		
今後の方向性	財源の確保に努め、作成していきます。		

## 第6章 計画の推進に向けて

本計画は幅広い分野において、多岐にわたる子育て施策を盛り込んでおり、きめ細やかな取り組みが必要とされます。そのため、本計画を村民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

### 1 計画の周知と推進体制

#### (1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野でのかかわりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

#### (2) 情報提供・周知

本村ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報誌や村のホームページを活用して公開し、村民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や村内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、村民への周知・啓発に努めます。

#### (3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がいのある子どもへの対応など、村の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、富士北麓の周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

### 2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、計画策定・実行・評価・改善（PDCA）サイクルを重視し、定期的に、関係機関や団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行います。その結果については、その後の施策の実施に反映していくとともに、必要に応じて施策の内容や取り組み方法等の見直しを行うこととします。



## 第7章 資料編

### 1 山中湖村子ども・子育て協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 山中湖村の次世代を担う園児、児童等の子育てを支援するため、子ども・子育て協議会（以下「協議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 自主的な子ども・子育て支援活動を推進すること。
- (2) 子ども・子育てに配慮した環境整備を促進すること。
- (3) 子ども・子育てに関する情報を交換し、参加団体等相互の連携を強化すること。
- (4) 子ども・子育てに関する広報及び啓発を実施すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な活動に関すること。

#### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他村長が認める者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

#### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、山中湖村いきいき健康課が行う。

#### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 2 山中湖村子ども・子育て協議会 委員名簿

	氏名 (敬称略)	備考
1	羽田 正江	山中湖村民生委員児童委員協議会長
2	坂本 秀親	主任児童委員
3	坂本 晃	山中保育所保護者会長
4	長田 恵企	平野保育所保護者会長
5	木付 英博	山中湖村連合PTA会長
6	坂本 明大	教育長
7	勝俣 光司	山中小学校長
8	槌屋 昌彦	東小学校長
9	羽田 公男	教育委員会学校総務係長
10	高村 直美	山中保育所長
11	渡辺 ひとみ	平野保育所長
12	渡辺 ゆかり	山中保育所副所長（子育て支援センター長）

## ● 事務局

1	植松 秀樹	福祉健康課長
2	渡辺 和代	福祉健康課長補佐 兼 母子保健担当保健師
3	槌屋 和寛	福祉健康課係長



第2期 山中湖村  
子ども・子育て支援事業計画

令和2年 3月

発行  
企画・編集

山中湖村  
山中湖村 福祉健康課

〒401-0595

山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1

電話 0555-62-9976

F A X 0555-62-9981